

第 6 次
岐阜県環境基本計画

素案

令和 2 年 1 0 月

目 次

第1章 基本的事項	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 岐阜県の環境を巡る動きと課題	2
1 今日の環境を巡る動き（国際情勢及び国内の状況）	
(1) SDGs（持続可能な開発目標）の取組の本格化	
① 温暖化の防止と気候変動への適応	
② 資源循環の推進	
(2) 新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルの転換	
(3) 地域循環共生圏の創造（国の第5次環境基本計画）	
2 岐阜県の状況	
(1) 自然特性（地理的特性、気候特性）～「飛山濃水」の地～	
(2) 環境 ～緑豊かな森林と美しい清流～	
(3) 経済 ～清流が育むモノづくりと観光産業～	
(4) 社会 ～長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展～	
(5) SDGs 未来都市	
～自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」～	
3 第5次岐阜県環境基本計画の総括	
(1) 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり	
(2) 地球温暖化を防止する	
(3) 資源が循環される社会を築く	
(4) ふるさとの自然を守り共生する	
(5) 安全で健やかな生活環境で暮らす	
第3章 計画の方向性	32
1 基本理念	
～飛山濃水の美しく豊かな恵みを活かし、	
持続可能な「清流の国ぎふ」を実現～	
2 基本目標	
(1) 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり	
（地域循環共生圏の創造）	
(2) 持続可能な「清流の国ぎふ」を担う人づくり	

3 目指すべき将来像ーぎふエコビジョン2030ー

- (1) 温暖化に対する緩和策と適応策が図られ、気候変動の影響が最小化されている
- (2) 県民に3Rの意識が浸透し、資源循環型社会が形成されている。
- (3) 「清流の国ぎふ」の豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されている
- (4) 県民すべてに安全・安心な生活環境が確保されている
- (5) 県民一人ひとりに、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルが根付いている

4 基本方針

- (1) 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応
- (2) 資源循環型社会の形成
- (3) 美しく豊かな環境の保全と活用
- (4) 安全・安心な生活環境の確保と災害から県民を守る強靱な社会づくり
- (5) 未来につなぐ人づくりと環境に優しいライフスタイル・ワークスタイルへの変容

第4章 施策の展開 39

1 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応

- (1) 温暖化対策の推進
- (2) 気候変動への適応

2 資源循環型社会の形成

- (1) 循環型社会の着実な構築
- (2) 災害・感染症・気候変動への備え
- (3) 不適正処理対策の推進

3 美しく豊かな環境の保全と活用

- (1) 自然環境の保全と活用
- (2) 生物多様性の保全

4 安全・安心な生活環境の確保と災害に強い強靱な社会づくり

- (1) 水及び土壌の汚染防止
- (2) 大気環境の保全
- (3) 自然災害に強い県土の保全管理

5 未来につなぐ人づくりと環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの変容

- (1) 未来につなぐ人づくり
- (2) 環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの変容

6 地域の特性を踏まえた取組の推進

7 各主体に期待する取組

8 関連指標一覧

第5章 計画の推進 67.

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗管理と評価
- 3 計画の見直し

参考資料 〇〇

- 1 用語解説
- 2 環境に関する県民等意識調査結果（概要）
- 3 岐阜県環境基本条例
- 4 計画の策定経過
- 5 岐阜県環境審議会委員名簿

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

- 平成28（2016）年3月に策定した「第5次岐阜県環境基本計画」は、令和2（2020）年度までの5年間を対象に、『新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり』を基本理念として、様々な施策に取り組んできました。
- この間、国際社会においては平成27（2015）年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。一方、県内においては、記録的な大雨により大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨など、地球規模での気候変動の影響と考えられる豪雨災害の激甚化、頻発化、局地化が顕著となっています。さらに、令和2（2020）年3月に世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明した新型コロナウイルス感染症という歴史的な危機を乗り越えていくため、世界各国がウィズコロナ、アフターコロナ時代の「新たな日常」を模索している状況にあります。
- こうした、社会動向の変化や新たな課題などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、「第6次岐阜県環境基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- 岐阜県環境基本計画は「岐阜県環境基本条例」（平成7年岐阜県条例第9号）第10条の規定に基づき、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。
- 「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」及び「岐阜県SDGs未来都市計画」に沿った環境政策の全体像を示す計画であり、岐阜県の環境に関する各計画の最上位に位置します。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する、岐阜県の行動計画を包含しています。

3 計画の期間

- 令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を目標年度とする5ヶ年計画とします。

第2章 岐阜県の環境を巡る動きと課題

第5次岐阜県環境基本計画を策定した平成28（2016）年以降の5年間で、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

本章では、今日の環境を巡る動き（国際情勢及び国内の状況）と岐阜県の状況、第5次岐阜県環境基本計画の取組結果など、本県の環境を巡る動きと課題について整理します。

1 今日の環境を巡る動き(国際情勢及び国内の状況)

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の取組の本格化

- SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年9月にアメリカで開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものであり、2030年を期限とする17のゴールと169のターゲット、またそれらの達成度合いを評価する232の指標で構成されています【図表1】。
- 国においては、2016年5月に総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整え、さらにこの本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、2016年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。
- また、民間においてもSDGsの達成に向けた取組は進められており、企業ではこれまでの事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方（CSR）から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決と企業の利益を同時実現する共有価値の創造（CSV）という考え方や、金融の分野でも環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）を重視するESG投資など、環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大しています。

課題

- SDGsの考え方を取り入れ、「持続可能な社会」の実現を目指す必要があります。

【図表 1】SDGs 17の持続可能な開発目標



出典：国際連合広報センターホームページ

- 目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

① 温暖化の防止と気候変動への適応

- 温暖化による気候変動は、既に気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に大きな影響をもたらしており、今後、このまま気候変動が進行すると、自然災害、自然生態系、農林水産業、健康など様々な分野で広範囲に不可逆的な影響を生じさせる可能性が指摘されています。
- 2015年12月に合意され、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」では、「世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために、21世紀後半には温室効果ガスの実質排出量をゼロにする」ことが世界共通の長期目標として掲げられました。主要排出国を含む多くの国が、このパリ協定に参加しており、締結国だけで世界の温室効果ガス排出量の約86%、159か国・地域をカバーしています（2017年8月時点）。
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2018年10月に発表した「1.5℃特別報告書」では、温暖化を産業革命前に比べて1.5℃に留めるためには、2030年までに温室効果ガス排出量を2010年比で約45%減らし、2050年前後に実質ゼロにする必要性を示しました。
- 国は、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出を2030年度に2013年度比で26%減とする中期目標を設定しました。また、2019年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点として『脱炭素社会』を掲げ、その実現に向けてイノベーションや地域循環共生圏の形成により、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という長期的目標を掲げました。
- この目標の達成に向け、東京都・京都市・横浜市を始めとする152自治体（2020年8月31日時点）が、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを表明しています（表明した自治体人口合計は7,115万人）。
- こうした温暖化による気候変動の影響は既に顕在化し、今後更に深刻化するおそれがあることから、気候変動の影響による被害の回避・軽減を目的として、2018年6月には「気候変動適応法」が公布され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。さらに、気候変動適応法に基づき2018年11月に「気候変動適応計画」が策定され、各主体が気候変動適応の推進のため担うべき役割が明確化されました。

課題

- 「持続可能な社会」を実現していくためには、地球温暖化を抑制するための緩和策を強化するとともに、気候変動による被害を回避・軽減するための適応策を推進していく必要があります。

② 資源循環の推進

- 世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが不適正な処理のため海洋に流出し、地球規模での環境汚染が顕在化し、海洋生態系や人の健康への影響が懸念されています。「令和2年版環境白書」（環境省）によると、世界で毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋流出し、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算がなされています。
- 2019年6月のG20大阪サミットでは、2050年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有しました。
- 日本では、これまで多くのプラスチックごみを海外に輸出（2018年は約101万トン）してきましたが、近年輸出先であるアジア各国で輸入規制が導入・強化され、日本国内での処理の必要性が高まっています。さらに有害廃棄物の定義や輸出入を規定する国際条約であるバーゼル条約においても、2019年5月にはリサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とする改正が採択され、2021年以降は、汚れたプラスチックごみを輸出する際には相手国の同意が必要となりました。
- 2020年7月から全国でプラスチック製買物袋が有料化されました。普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要か考え、ライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としたものです。
- 国内では、年間2,550万トンの食品廃棄物等が排出され、このうちまだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は612万トンにのぼります（平成29年度推計）。これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量の1.6倍に相当し、国民一人あたりに換算するとお茶碗1杯（約132g）の食べ物が毎日捨てられていることとなります。こうした事態を受け、国は2019年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を公布し、多様な主体が連携し国民運動として食品ロスの削減が推進されることとなりました。
- 2018年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生を掲げています。

課題

- 「持続可能な社会」を実現していくためには、大量廃棄大量生産からの脱却を図りつつ、従来の地下資源（化石燃料、鉱物資源など）から再生可能な地上資源（樹木や農作物など）の活用へ移行を進め、プラスチックごみ及び食品廃棄物等の削減など、環境負荷をできる限り軽減する取組が必要です。

(2) 新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルの転換

- 新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において確認され、2020年1月に世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言され、2020年3月にはパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明されるに至りました。
- HIVやエボラ出血熱、SARSと同様、新型コロナウイルスも野生動物が起源とされ、こうした感染症の流行の背景には、人間による野生生物の世界の攪乱があると言われています。
- さらに、今日のグローバル化された社会においては、自然界に埋もれていたこうしたウイルスが一旦人間社会に持ち込まれると、世界的に感染が拡大し、特に人口が密集している都市部を中心として、社会経済活動が大打撃をうけるといった脆弱性も浮き彫りとなりました。
- こうした中、コロナ禍からの復興において、脱炭素社会など環境問題への取組もあわせて行おうとする「グリーン・リカバリー（緑の回復）」と呼ばれる経済復興策が世界中で広がりを見せています。
- また、国内においても、新型コロナウイルス感染症対策として社会的な認知が高まったテレワークやオンライン会議など、移動にともなう温室効果ガス排出量の削減に寄与する取組が普及拡大しています。



課題

- 新型コロナウイルス感染症により顕在化した東京圏への一極集中や過密都市のリスクを背景としたライフスタイルの転換（テレワークやオンライン会議、ワーケーションなど）を契機として、環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指していくことが必要です。

(3) 地域循環共生圏の創造（国の第5次環境基本計画）

- 2018年4月、国は「第5次環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けて、現状及び課題と、課題の解決に向けた基本的方向性を以下のとおり示しました。

- 国内では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続し、人口の地域的な偏在が加速化、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいる。このことは環境保全の取組にも深刻な影響を与えており、例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっている。このように、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑化してきている。
- 世界に目を転じると、近年で環境に関し最も大きな動きがあったのは2015年。地球規模の環境の危機を反映し、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた、転換点ともいえる1年。
- 第5次環境基本計画はSDGs、パリ協定採択後に初めて策定される計画であることを認識し、これらの国際・国内情勢への確に対応とした計画とすべきである。その際、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要。
- 今後の環境政策は、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要で、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の同時解決に資する効果をもたらすようにデザインしていくことも重要。
- 環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の1つとなるのが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」である。
- これは、農山漁村も都市も活かす、地域の活力を最大限に発揮する考え方でもある。地域は人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方で、水・森林・魚などの自然資源や、太陽光・風力・地熱などの自然エネルギーに加え、食料の生産・水質浄化・酸素供給などの生態系サービスといった、地域ごとに多様なポテンシャルを有しており、地域こそ環境・経済・社会の統合的向上モデルの実践の場となり得る。このような観点から、地域資源等を持続可能な形で最大限活用することが重要である。

【図表 2】 地域循環共生圏



出典：環境省「第5次環境基本計画」

課題

- 環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決する「地域循環共生圏」の形成を目指していく必要があります。

2 岐阜県の状況

(1) 自然特性（地理的特性、気候特性）～「飛山濃水」の地～

- 岐阜県は、国土のほぼ中央に位置し、総面積は1万621.29km²で国土の2.8%を占め、全国7位の広い県土を持っています。
- 本県北部の飛騨地域には、穂高岳、槍ヶ岳、御嶽山、乗鞍岳や白山など3千メートル級の山々がそびえ、南部の美濃地域は濃尾平野が広がり、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川に囲まれた海拔ゼロメートルの水郷地帯まで、高低差が大きく複雑な地形を有する本県は古くから「飛山濃水」と表され、気候も変化に富むことから「日本の縮図」といえます。
- 高低差が大きい本県では、飛騨地域にはブナやミズナラなどの落葉広葉樹、美濃地域にはツブラジイ・アラカンなどの常緑広葉樹といったように、それぞれの標高に適した植物が生育しています。また、同一県内で温かい地域で採れるのミカンやイチジクと寒い地域で採れるリンゴや桃の産地が併存する稀有な地域でもあります。
- 岐阜市（美濃地方）の平均気温の平年値は15.8℃と温暖である一方、高山市（飛騨地方）は11.0℃と寒冷的な気候です。日照時間の平年値は高山市では年間1623.7時間であるのに対し、岐阜市では年間2085.1時間と長く、長い方から全国10位となっています。
- 木曾三川流域の平均年間降水量は約2,500mmであり、全国平均の約1,700mmを大きく上回っています。特に、山間部は3,000mmを超える地域もあります。本県では、過去には100名を超える犠牲者を出した伊勢湾台風災害や飛騨川バス転落事故等が発生し、「恵南豪雨災害（H12）」や「7.15 豪雨災害（H22）」、県内全域に甚大な被害をもたらした「台風第23号豪雨災害（H16）」のほか、近年では記録的な大雨による「平成30年7月豪雨災害」「令和2年7月豪雨災害」が発生するなど、短期的・局地的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっています。
- また、南海トラフ地震が今後30年以内に70～80%の確率で発生するともいわれ、本県では全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱と予測されています。さらに、本県は全国で最も活断層の多い地域の一つであり、県内には100を超える活断層が確認されるなど、巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）に対する備えも急務となっています。

課題

- 海拔ゼロメートルから3千メートルにわたる様々な自然の特性を活用した持続的な地域づくりを進めていく必要があります。
- 近年、激甚化・頻発化する災害への対策が必要です。

(2) 環境 ～緑豊かな森林と美しい清流～

- 岐阜県の森林面積は86.2万ha（全国5位）で、県土面積の81%（全国2位）を占めており、全国でも有数の森林県です。特に、岐阜県の民有林の4割はスギやヒノキの人工林が占めており、その豊かな森は代々の県民によって守り、受け継がれています。
- また、水力エネルギー量（包蔵水力）は全国1位（13,651GWh）、一級河川の河川延長は全国5位（3,262.7km）、水のきれいさは全国5位（112.3※全国=100）であるなど、豊かで美しい自然環境に恵まれています。
- 県内には中部山岳国立公園、白山国立公園の2か所の国立公園をはじめとして、国定公園2か所、県立自然公園15か所、計195,093haの自然公園が指定されています。また、全国に9つある長距離自然歩道のうち、東海自然歩道と中部北陸自然歩道の2つが県内をまたがっており、自然や史跡を探訪することができます。
- 日本三名泉ともいわれる下呂温泉をはじめ、環境大臣の指定を受けている奥飛騨温泉郷、白川郷平瀬温泉及び小坂温泉郷の3温泉地など、豊富な温泉資源を有しています。
- 本県を流れる一級河川の河川延長は3,262.7kmと長い方から全国5位（国土交通省）で、郡上市の宗祇水、養老町の養老の滝、県の三大河川のひとつ長良川が環境省の名水百選に選定されています。また、豊かな森から流れ出る水は人々の生活に必要な不可欠な水源として、岐阜県民はもちろん、名古屋市など下流の多くの方々に活用されています。また、これらの水は、県民をはじめ多くの人々の「食」を支える田畑を潤し、様々な生き物を育み、県の魚であるアユをはじめ、アマゴ、カジカ、モクズガニ等、里の人々に豊かな恵みを与えています。
- 2019年漁業・養殖業生産統計によると、鮎の漁獲量は213 tと全国4位、養殖鮎の収穫量は910 tと全国2位を誇っています。長良川は流域に約86万人の人口を抱え、都市部を流れる川でありながら、流域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育っています。清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついており、人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる里川全体をシステム（長良川システム）として捉えているのが特徴です。こうした森・里・川・海のつながりを大切にしている点などが世界的に評価され、2015年12月には世界農業遺産に認定されました。



課題

- 国立・国定公園や県立自然公園、自然歩道、温泉資源など、豊かで美しい自然環境の保全と持続的な活用が必要です。
- 全国一の包蔵水力や、太陽光など未利用エネルギーの有効活用を図るとともに、各地域に必要なエネルギーをその地域内のエネルギー資源で供給することで地域経済の活性化にもつながる「エネルギーの地産地消」が必要です。
- 清流長良川に代表される清らかな水辺環境を未来に受け継いでいくために、環境の保全が必要です。
- 持続可能な農林水産業の実現のためには、環境に配慮した取組が必要です。

(3) 経済 ～清流が育むモノづくりと観光産業～

- 岐阜県では古くからモノづくりが盛んであり、良質な木材、燃料となる薪、豊富な水、良質な土などに恵まれ、家具・木工、刃物、紙、陶磁器など、匠の技と日本美を象徴する伝統工芸を生み出し、今日まで受け継いでいます。
- そうして培われたモノづくりの精神と技を礎にして、新しい技術を取り入れながら発展を続け、伝統的な地場産業に加え、輸送機械、電気機械、工作機械、金型など個性ある技術を誇る様々な製造業が集積しています。
- 2016年経済センサス-活動調査によると、岐阜県の事業所のうち13.9%を製造業が占め、この割合は全国トップ（全国平均8.5%）です。また、全産業のうち製造業の従業者数が占める割合は24.7%で、全国順位は6位（全国平均15.6%）と高く、産業構造が製造業に集中していることがわかります。2018年工業統計調査によれば、輸送用機械は本県の製造品出荷額のうち18.1%と最も多くを占める産業となっています。その他に、木工、刃物、陶磁器、和紙、アパレルなどといった伝統的な地場産業から、電気機械、一般機械まで幅広く生産されており、日本のモノづくり産業を支えています。
- 一方、日本観光振興協会「数字でみる観光2019」によると、宿泊旅行先での行動として多い順に、①「自然の風景をみる」②「温泉浴」③「名所・旧跡をみる」④「特産品などの買い物・飲食」が挙げられており、多くの人々が自然景観、温泉、伝統文化、グルメなどを求めていることがわかります。
- 本県には森と清流が織りなす四季折々の美しい景観、日本三名泉ともいわれる下呂温泉や奥飛騨温泉郷等に代表される温泉、和牛のオリンピックと呼ばれる全国和牛能力共進会でグランドチャンピオンを獲得し優れた肉質を誇るブランド「飛騨牛」や清流のシンボルである「鮎」をはじめとした豊かな食、飛騨高山の古い町並み、郡上の徹夜踊り、1300年の歴史を誇る長良川の鵜飼などの伝統文化など、多くの観光資源に恵まれ、2018年の岐阜県観光入込客統計調査によると、本県への観光客は約4,600万人にのぼります。また、2019年の外国人延べ宿泊者数は166万人と過去最高を記録し、2009年比で11倍に増加しています。

課題

- モノづくりが盛んな本県は、環境性能に優れた技術や製品を提供することで地球温暖化対策に大きく貢献することが可能なため、環境・エネルギー分野への技術開発を促進する必要があります。
- 岐阜県が世界に誇る観光資源を活かしつつ環境にも配慮した、持続可能な観光（サステイナブル・ツーリズム）の普及が必要です。
- ESG投資が世界の潮流となる中、ESG金融による地域経済の活性化に向けて、地域金融機関等との連携を含めて検討し、脱炭素社会の実現などの気候変動対策を推進することが必要です。

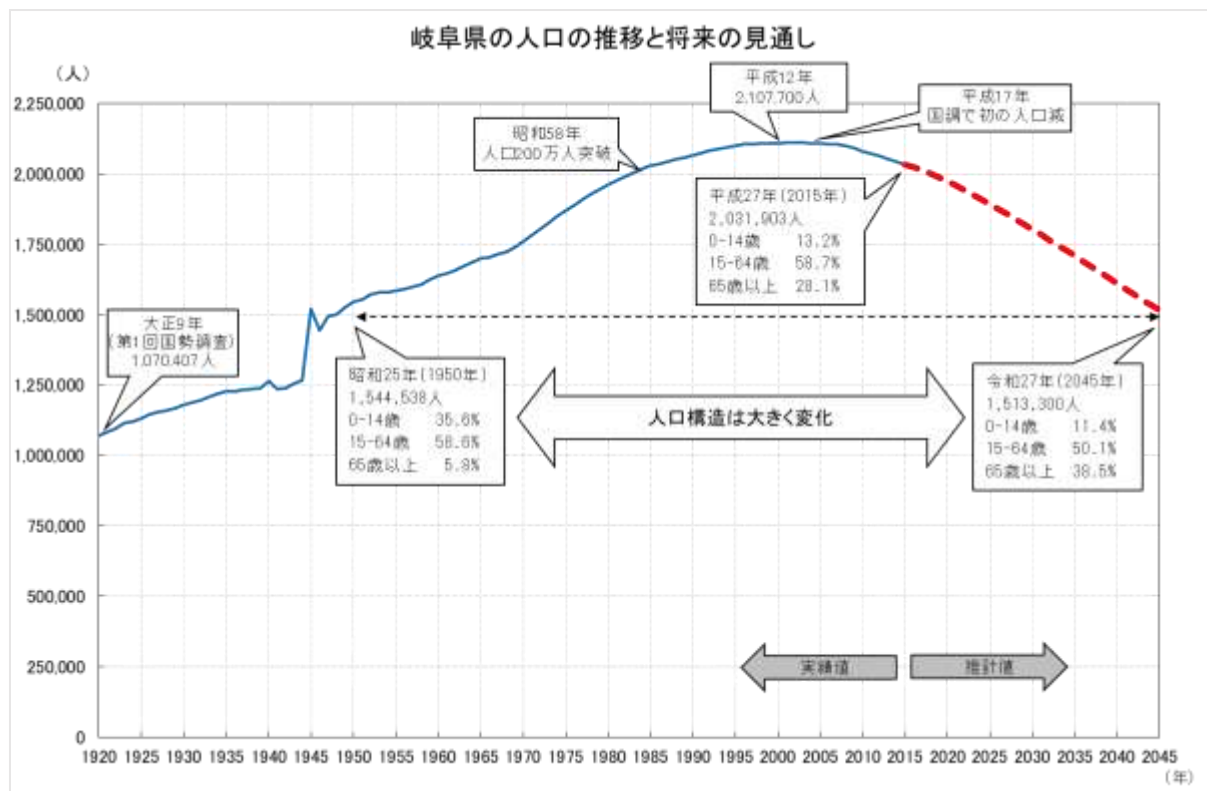
(4) 社会 ～長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展～

- 2015年国勢調査によると、2015年10月1日現在の日本の人口は1億2709万人（127,094,745人）となっており、岐阜県の人口203万人（2,031,903人）は全国17位で、全体の1.6%を占めています。

岐阜県の人口は1920年の国勢調査開始以来、一貫して増加していましたが、2005年国勢調査で初めて減少に転じ、今回の2015年国勢調査では、2005年、2010年に引き続き人口減少となりました。自然動態は2006年以降、出生数が死亡数を下回る自然減の状態が続いています。また、社会動態は就職や進学を主な理由として、20～30代の若者を中心に本県から毎年2千人程度が都市部を中心とする他県へと流出しています。このように、今後10年間は毎年1万6千人程度減少していくことが見込まれています。

- こうした自然減と社会減の2つの要因により、本県の総人口は、2018年9月1日に、35年ぶりに200万人を下回りました。中でも、地域や社会の担い手である生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著です。

【図表3】本県人口の推移と将来の見通し



出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

課題

- 人口減少・少子高齢時代において、持続可能な社会を支える地域の担い手の確保が必要です。

(5) SDGs未来都市 ～自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」～

- 本県では「地方創生の推進そのものがSDGsの達成に向けたプロセスである」との考えのもと、2018年度に策定した県の最上位計画である「『「清流の国ぎふ」創生総合戦略」にSDGsを推進する旨を明記し、その達成に向けた取組を展開しています。
- 2020年7月、本県は経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い自治体として、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。
- 「岐阜県SDGs未来都市計画」では、2030年のあるべき姿を「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』」とし、環境・経済・社会の諸課題に取り組むことにより、オール岐阜で持続可能な「清流の国ぎふ」の実現を目指すこととしています。
- 取り組むべき主な課題（環境分野）として、
 - ◇ 地球温暖化対策や気候変動適応対策の推進
 - ◇ プラスチックごみ対策の推進や食品廃棄物対策の推進
 - ◇ 豊かな自然環境の保全と利用
 - ◇ 「長良川システム」の持続的な発展に向けた取組
 - ◇ 「想定外の常態化」ともいえる災害への備えの推進などがあります。



課題

- 環境・経済・社会の三側面の課題に取り組むことにより、だれもが活躍し、活力ある「清流の国ぎふ」の実現を目指していく「岐阜県SDGs未来都市計画」の考え方と整合を図っていく必要があります。
 - ▶ 環境：豊かな自然との共生による地域づくり
 - ▶ 経済：県民所得の向上と技術革新への対応
 - ▶ 社会：人口減少・少子高齢化に伴う担い手の確保

3 第5次岐阜県環境基本計画の総括

第5次岐阜県環境基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）では、基本理念『新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり』のもと、2つの基本目標、5つの基本方針にもとづく16の主要施策を示し、計画の推進を図ってきました。

また、各施策の達成状況を容易に把握できるよう、37の目標指標を設定しました。ここでは、第5次岐阜県環境基本計画の主な取組結果と課題について検証します。

(1) 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

① 主な取組

- 1 環境に配慮した自主的行動の促進
 - ・ ふるさとの身近な自然環境における体験を重視した環境教育の充実
 - ・ 地域団体や企業など、様々な主体が行う環境教育の支援
 - ・ 副読本の配布、活用による環境配慮行動の促進
- 2 環境社会を担う人材の育成
 - ・ 環境教育関連機関と連携した教員研修（環境教育を行う教員の資質向上）
 - ・ 県環境生活部が中心となった環境教育のコーディネート機能の充実
- 3 活動主体の連携と協働の推進
 - ・ NPOや企業などの連携と協働活動の広がりへの支援 など

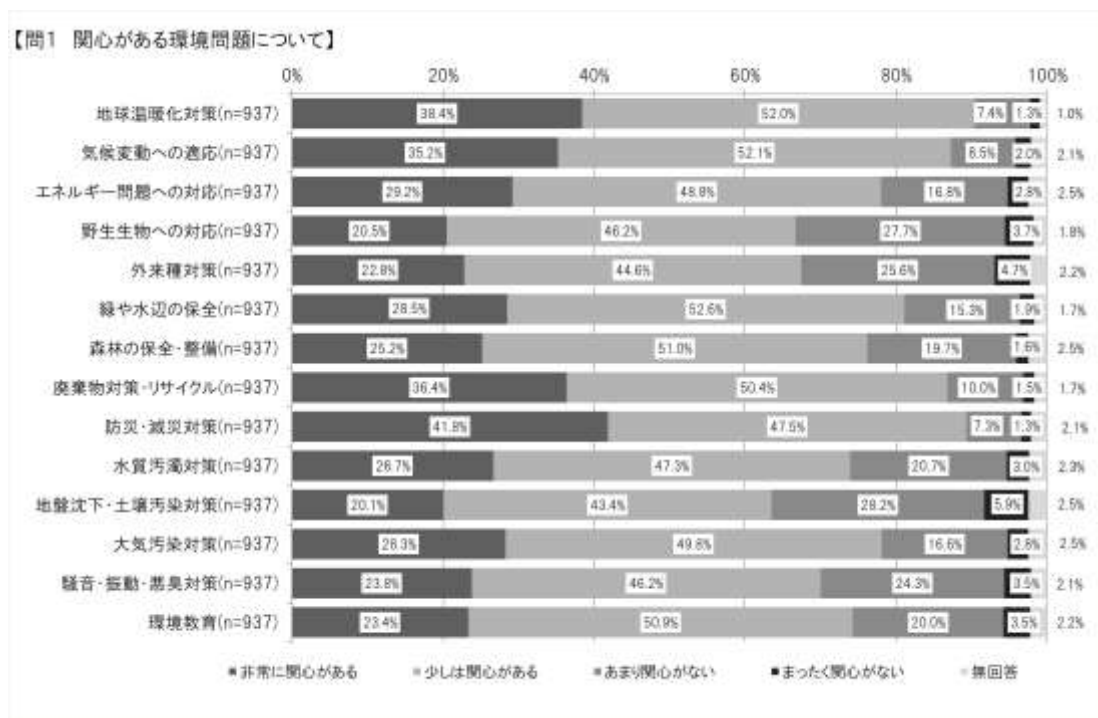
② 環境意識調査※

※令和元年12月実施 対象：県内居住20歳以上の方2,000人、環境関連団体138団体、県内に本店を有し従業員数50名以上の企業200社

- 1 県が実施する環境施策の認知度
 - ・ 県民 16.2%（20代 11.7%）、団体平均 29.2%、企業平均 32.3%
- 2 県民への認知度が低い施策
 - ・ ぎふ清流 COOL CHOICE の推進 12.2%、ぎふ食べきり運動の推進 18.0%
- 3 県民が関心のある環境問題【図表4】
 - ・ 地球温暖化対策 90.4%（20代 77.3%）、気候変動 87.3%（20代 78.2%）
 - ・ 廃棄物対策 86.8%（20代 73.9%）、環境教育 74.3%（20代 62.2%）
- 4 県民の環境に関する情報収集手段
 - ・ テレビ・ラジオ 77.6%、新聞 54.8%
 - ・ 国・県・市町村からの情報（広報紙、チラシ・ホームページ） 43.9%
- 5 県民が環境にやさしい行動を実践する上での困難な理由【図表5】

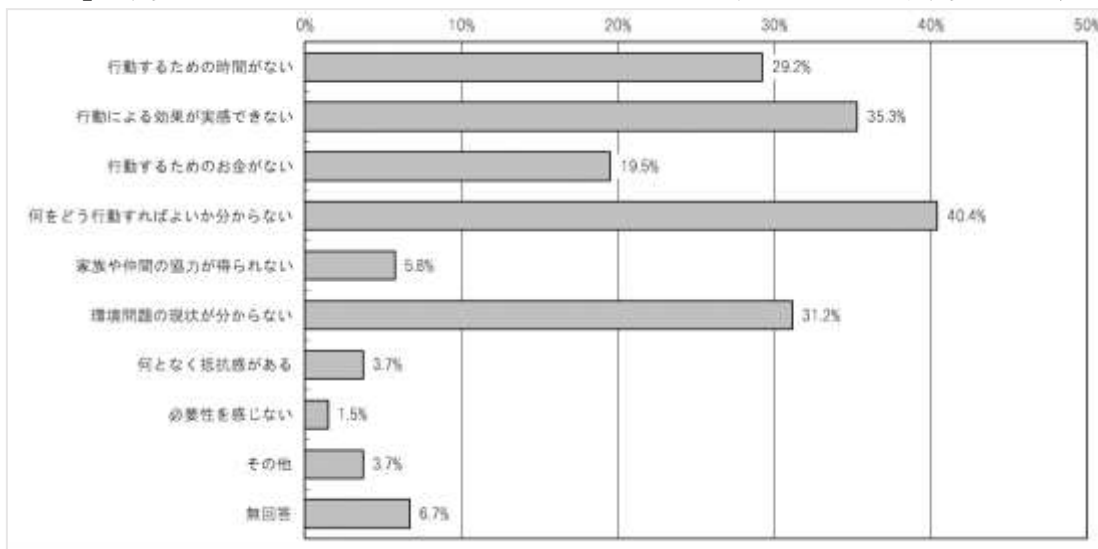
- ・ 何を行動すればよいかわからない 40.4%
 - ・ 効果が実感できない 35.3%、環境問題の現状が分からない 31.2%
- 6 環境団体の取組
- ・ 自然体験等の環境教育活動 49.3%
 - ・ 教育機関と連携した環境教育活動 38.0%
- 7 企業の取組
- ・ 社会見学の受入 19.4%、地域と連携した環境保全の取組 17.2%
 - ・ E S Gの取組 6.5%、環境保全活動への資金協力 5.4%

【図表4】 関心がある環境問題（県民）（環境意識調査）



出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査 調査結果報告書」

【図表5】 環境にやさしい行動を実践する上での困難な理由（環境意識調査）



出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査 調査結果報告書」

③ 目標の達成状況

※網掛けは達成項目

項 目	基準値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R2)
小学校における副読本の活用率	87.2%	85.4%(H30)	100%
環境教育への参加			
・環境学習出前講座参加者数	6,570人	11,335人	7,500人
・生物多様性に関する講習等参加者数(累計)	1,015人	2,314人	3,000人
・木育教室・緑と水の子ども会議参加者数	6,007人	6,741人	6,600人
・田んぼの学校活動事業実施校数(累計)	114校	236校	180校
上下流交流ツアー実施回数(累計)	60回	149回	156回
環境教育指導研修の参加教員数(累計)	5,377人	7,516人	6,600人

④ 評価

- 県の環境施策の認知度については全体的に低調です。
- 県民が関心のある環境問題については、地球温暖化対策、気候変動への適応、廃棄物対策等で関心が高いです。なお、全ての項目について、20代における関心が他の世代に比べ低くなっています。
- 環境にやさしい行動については具体的な行動が分からない、効果が実感できない、環境問題の現状がわからない等の理由から、具体的な行動に結びついていない状況にあります。
- 目標の達成状況では、体験型の環境教育に係る指標を中心に達成率が高くなっています。
- 環境意識調査結果では、県民・団体・企業3者とも地球温暖化問題や気候変動問題について関心が高いものの環境への取組の割合は低く、関心はあるが具体的な行動に結びついていない状況にあります。

課題

- 県民や企業が環境問題を自身の問題と捉え、連携して取り組むよう積極的な情報発信が必要です。
- 県の環境施策について全体的に認知度が低いことから、分かりやすい広報が必要です。
- 県民すべてに対し行動を促す取組を検討するとともに、持続可能な社会の担い手となる20代において特に関心が低いことを踏まえ、具体的なアクションに結びつける仕掛けが必要です。
- 環境団体や企業において、既に個々で行っている環境への取組を広く発信するなどにより、自主的な取組を促進するとともに、団体・企業・消費者等と連携した取組が必要です。

(2) 地球温暖化を防止する

① 主な取組

- 1 温室効果ガス排出削減の取組の推進
 - ・ マイバッグ使用など身近な環境配慮行動を推進する「ぎふエコ宣言」の普及
 - ・ 地球を守ろう！地球温暖化教室の開催
 - ・ 事業者に対する温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書の提出の義務づけ
 - ・ 新エネルギー等支援資金による支援水素を燃料とする燃料電池車（F C V）、電気自動車（E V・P H V）等の普及促進
- 2 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進
 - ・ 間伐等による森林の適切な管理の推進
 - ・ 企業との協働による森林づくりの推進
- 3 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用
 - ・ バイオマス導入促進や農業用水を活用した小水力発電の導入
- 4 一人ひとりが実践できる取組の浸透
 - ・ 「クールシェア・ウォームシェア」の推進
 - ・ 電力消費量削減効果の「見える化」による家庭での取組の推進 など

② 環境意識調査

- 1 関心のある環境問題
 - ・ 地球温暖化 県民 90.4% 団体 85.9% 企業 92.5%
 - ・ 気候変動への適応 県民 87.3% 団体 80.3% 企業 84.9%
 - ・ 防災・減災対策 県民 89.3% 団体 84.5% 企業 95.7%
 - ・ エネルギー問題 県民 78.0% 団体 81.7% 企業 89.2%
- 2 環境にやさしい行動及び環境活動
 - ・ 県民 省エネ家電等の使用 58.8%
エコドライブの実践 46.6%
再生可能エネルギーの利用 7.8%
 - ・ 団体 地産地消に関する活動 38.0%
地球温暖化防止活動 32.4%
 - ・ 企業 環境報告書の作成・公表 11.8%
再生可能エネルギーの活用 4.3%
グリーン契約 2.2%
カーボン・オフセット 2.2%
Z E Bの実現 1.1%

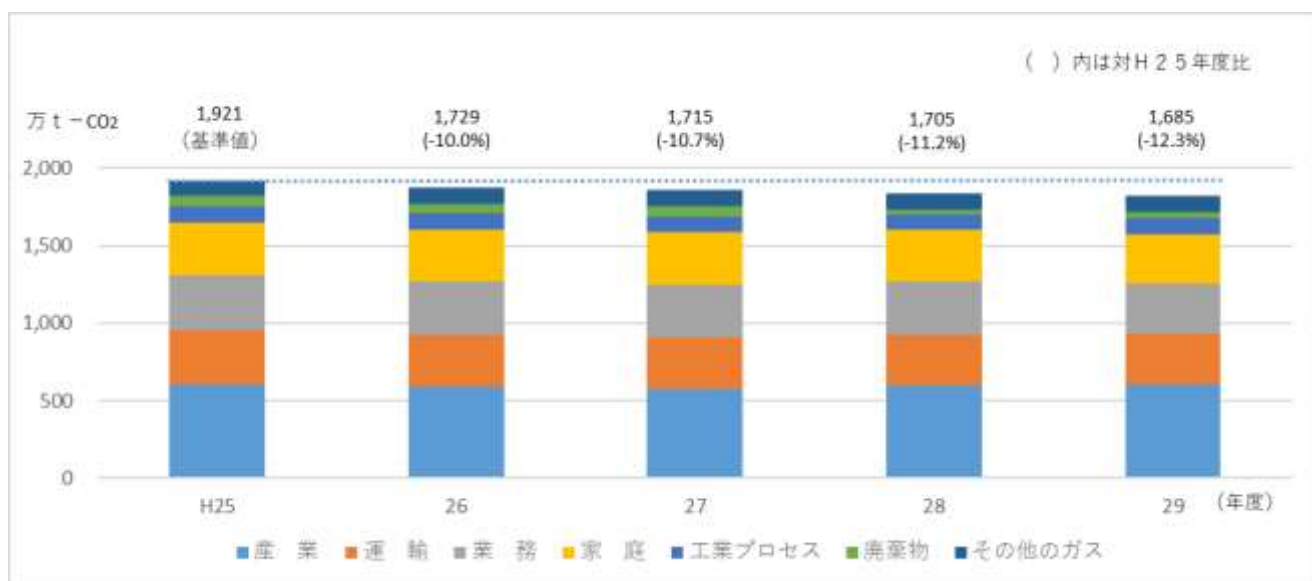
③ 目標の達成状況

※網掛けは達成項目

項目	基準値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R2)
温室効果ガスの排出量	1,898.5万t (H24)	1,685.1万t (H29)	1,835.9万t
ぎふエコ宣言参加者数 (累計)	210,799人	211,743人	270,000人
県民1人当たりの年間電力消費量	2,270kwh (H24)	2,351kWh (H29)	2,240kWh
間伐実施面積 (累計)	68,464ha	111,275ha	139,815ha
省エネルギー診断受診企業数 (累計)	196件	453件 (H30)	436件
EV・PHVの導入台数	2,649台	5,889台 (H30)	54,500台
再生可能エネルギーの導入 ・再生可能エネルギーの創出量 (大規模水力発電除く) ・農業用水を活用した小水力発電の導入(累計) ・間伐材等未利用木材の燃料利用量(県内)	5.6PJ 1箇所 9千t	14.0PJ (H30) 13箇所 93千t	11.9PJ 19箇所 98千t

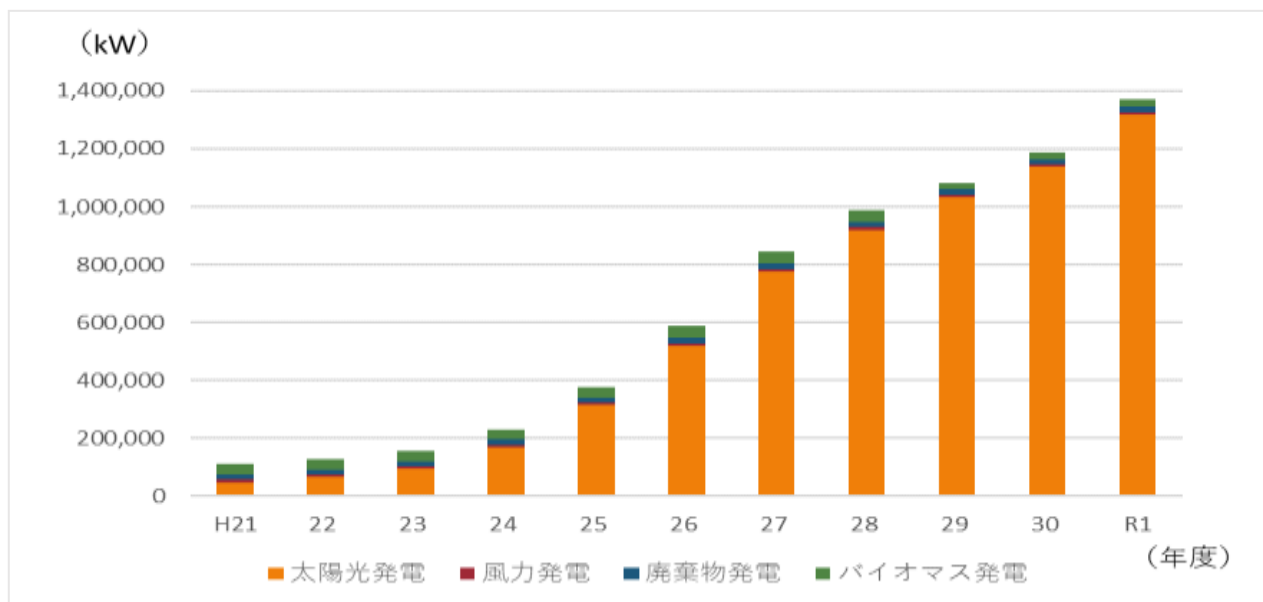
- 県内の2017年度の温室効果ガス排出量は1,685万t-CO₂であり、2013年度比で12.3%減しています。しかしながら、部門別にみると、業務部門や家庭部門で大きく増加しています【図表6】。
- 再生可能エネルギーについて、2012年度の再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の導入や各種普及施策等により、太陽光発電を中心に導入量が増加しています【図表7】。

【図表6】岐阜県の温室効果ガス総排出量の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

【図表 7】 再生可能エネルギー発電導入量（累計）の推移



出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」

④ 評価

- 温室効果ガス総排出量はH29年度速報値ベースで1,685万 t-CO2であり、2013年度比で12.3%減と減少していますが、「2050脱炭素宣言」に向けては更なる削減努力が必要です。
- 目標の達成状況では、EV・PHVの導入台数の目標値は達成困難な状況にあります。



課題

- 温室効果ガスの更なる削減に向け、省エネルギーを促す取組の強化が必要です。
- 再生可能エネルギーのさらなる導入や次世代自動車の普及拡大のほか、環境イノベーション創出への取組が必要です。

(3) 資源が循環される社会を築く

① 主な取組

- 1 廃棄物の発生抑制
 - ・ ぎふ食べきり運動の推進
 - ・ リサイクル施設の見学などの体験学習を通じたごみ減量の意識高揚
 - ・ 商業施設等と連携した「環境にやさしい買い物」の普及促進（県内大型商業施設でのPR等）
- 2 廃棄物の適正処理の推進
 - ・ 重点的・効果的な監視活動の実施と処理施設等への立入検査の強化
 - ・ 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正処理の推進（環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえ、2016年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定）
 - ・ 排出事業者向け廃棄物法令関係の法令講習の開催
- 3 再資源化の促進
 - ・ 岐阜県リサイクル認定製品の認定と積極的な利用・普及

② 環境意識調査

- 1 関心のある環境問題
 - ・ 廃棄物対策・リサイクル 県民 86.8% 団体 71.8% 企業 93.5%
- 2 環境にやさしい行動及び環境活動

・ 県民	マイバッグの持参	77.2%
	詰め替え商品の購入	70.0%
	食品ロス削減	57.4%
	地域の清掃活動	30.8%
・ 団体	地産地消に関する活動	38.0%
	環境美化活動	36.6%
	食品ロス削減に関する活動	14.1%
・ 企業	リサイクルの推進	60.2%
	環境美化活動	41.9%
	I S O14001等の認証取得	30.1%
	グリーン購入	18.3%
	使い捨てプラスチックの使用削減	2.2%

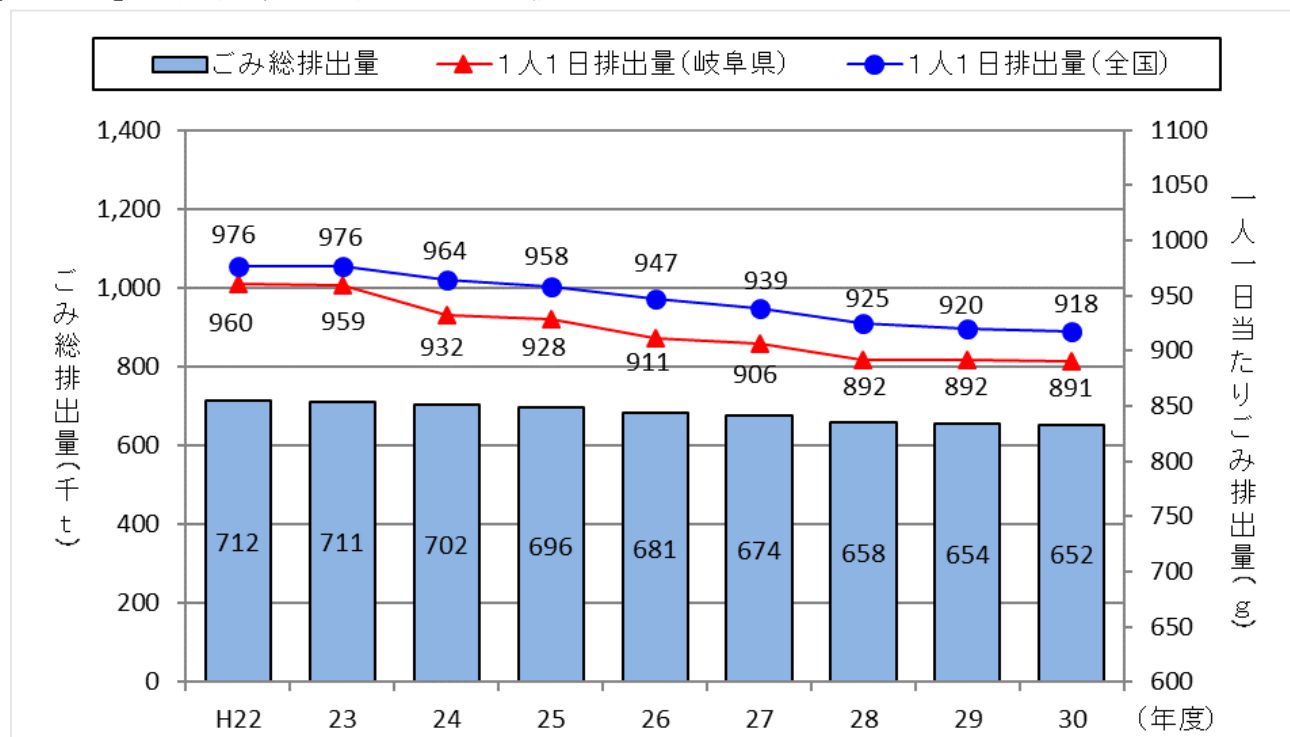
③ 目標の達成状況

※網掛けは達成項目

項目	基準値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R2)
県民1人1日当たりのごみ排出量	928g (H25)	891g(H30)	866g
3県1市グリーン購入キャンペーン参加店舗数(岐阜県分)	774店舗	756店舗	894店舗
リサイクル認定製品の数	176製品	173製品	200製品
一般廃棄物関係(し尿を除く)			
・排出量	696千t (H25)	652千t (H30)	662千t (R3)
・再生利用量	137千t (H25)	118千t (H30)	172千t (R3)
産業廃棄物関係(農業系を除く)			
・発生量(排出量)	3,934千t	3,981千t (H30)	3,900千t (R3)
・資源化量	2,014千t	1,801千t (H30)	1,833千t (R3)

- 2018年度の一般廃棄物総排出量は約65万2千tで年々減少しており、1人1日あたりの排出量は891g(全国平均は918g)で、2010年度以降、減少傾向が継続しています。しかしながら、2016年度以降はほぼ横ばいとなっており、減少幅は縮小しています【図表8】。
- 2018年度の産業廃棄物発生量は398万1千tで、2014年度から2018年度にかけて増加傾向にあります。また、資源化量については2014年度に一旦増加しましたが、2018年度には減少に転じており、最終処分量については横ばいで推移しています【図表9】。

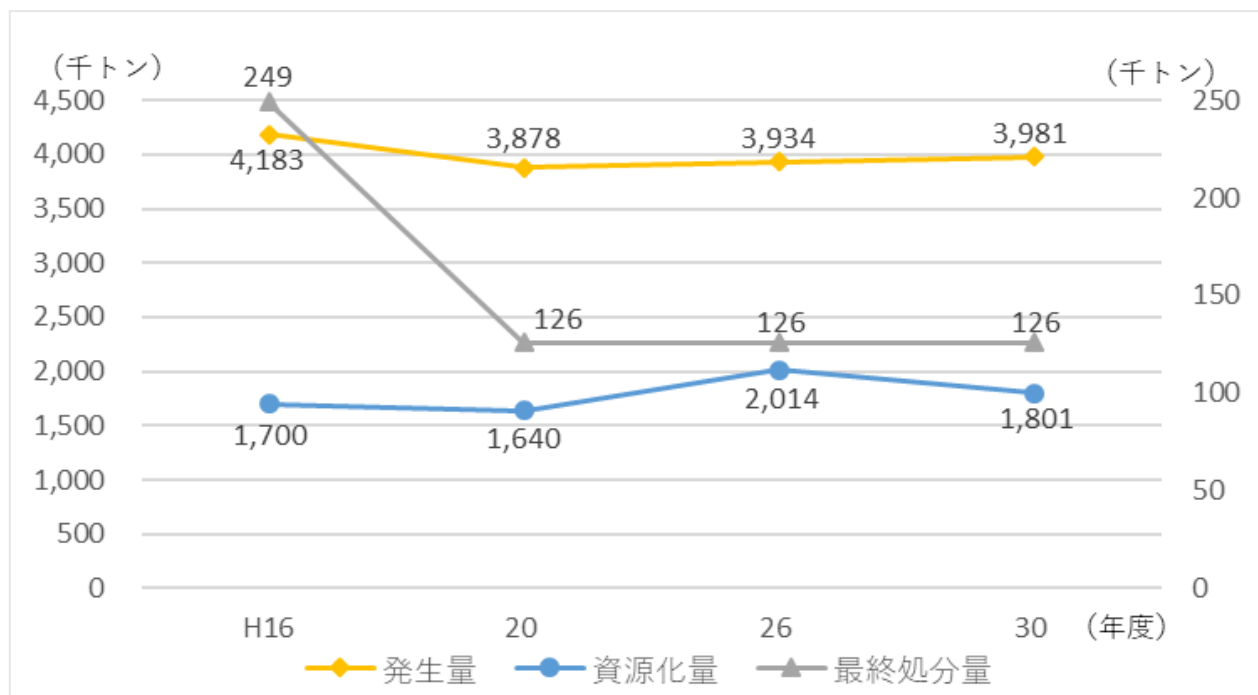
【図表8】一般廃棄物の排出量の推移



※平成24年度から、1人1日あたりごみ排出量(岐阜県・全国)は、総人口に外国人人口を含み算出。

出典: 岐阜県環境生活部調べ

【図表 9】 産業廃棄物の排出量の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

④ 評価

- リサイクル認定製品の認定、3県1市グリーン購入キャンペーン等の普及啓発は不十分な状況にあります。
- 廃棄物・リサイクルに係る企業意識の高さの反面、リサイクルを推進している企業は約6割にとどまっています。また、グリーン購入への取組は約18%、使い捨てプラスチックの使用削減については2%となるなど、関心の高さが行動に結びついていない状況にあります。
- 食品ロスに関しては、県民の約60%が取り組んでいる一方、環境関連団体においては15%程度と低調です。
- 目標の達成状況では、県民1人1日当たりのごみ排出量は順調に減少しています。



課題

- 事業者において、廃棄物・リサイクルに関する高い意識が行動に結びついていない傾向が見られることから、リサイクルやグリーン購入への取組を含め、事業者として更なる発生抑制・適正処理の推進が必要です。
- プラスチックごみ削減や食品ロス削減については、事業者と県民（消費者）に対し、具体的な行動を促す取組が必要です。

(4) ふるさとの自然を守り共生する

① 主な取組

- 1 豊かな自然環境の保全
 - ・ 希少野生生物の保護及び生物多様性確保のための普及啓発の推進
 - ・ 将来の里山づくりを担う人材を発掘・育成
 - ・ 耕作放棄地の解消に向けた対策
 - ・ 特定外来生物の駆除
- 2 野生鳥獣被害への総合的な対策
 - ・ 野生鳥獣の適正管理を図るための個体数調整、有害鳥獣の捕獲の強化
 - ・ 狩猟者の確保（狩猟に興味がある方向けのバスツアーの開催、狩猟免許試験の土曜日開催）
- 3 自然とのふれあいと活用
 - ・ 長良川システムの保全、活用、継承
 - ・ 自然の水辺復活プロジェクトの推進（自然共生の工法の重要性を啓発）
河川に関する環境教育や清掃活動など里川の保全を行う団体への支援（環境税基金事業地域活動支援事業）
 - ・ エコツーリズム、グリーン・ツーリズム等の推進

② 環境意識調査

- 1 関心のある環境問題
 - ・ 野生生物への対応 県民 66.7% 団体 83.1% 企業 49.5%
(岐阜 67.8% 西濃 66.3% 中濃 64.4% 東濃 67.7% 飛騨 68.3%)
 - ・ 外来種対策 県民 67.4% 団体 73.2% 企業 36.6%
 - ・ 緑や水辺の保全 県民 81.1% 団体 93.0% 企業 78.5%
 - ・ 森林の保全・整備 県民 76.2% 団体 94.4% 企業 74.2%
- 2 環境にやさしい行動及び環境活動
 - ・ 企業 環境美化運動 41.9%
 - ・ 森林整備や里地・里山の保全活動 11.8%

③ 目標の達成状況

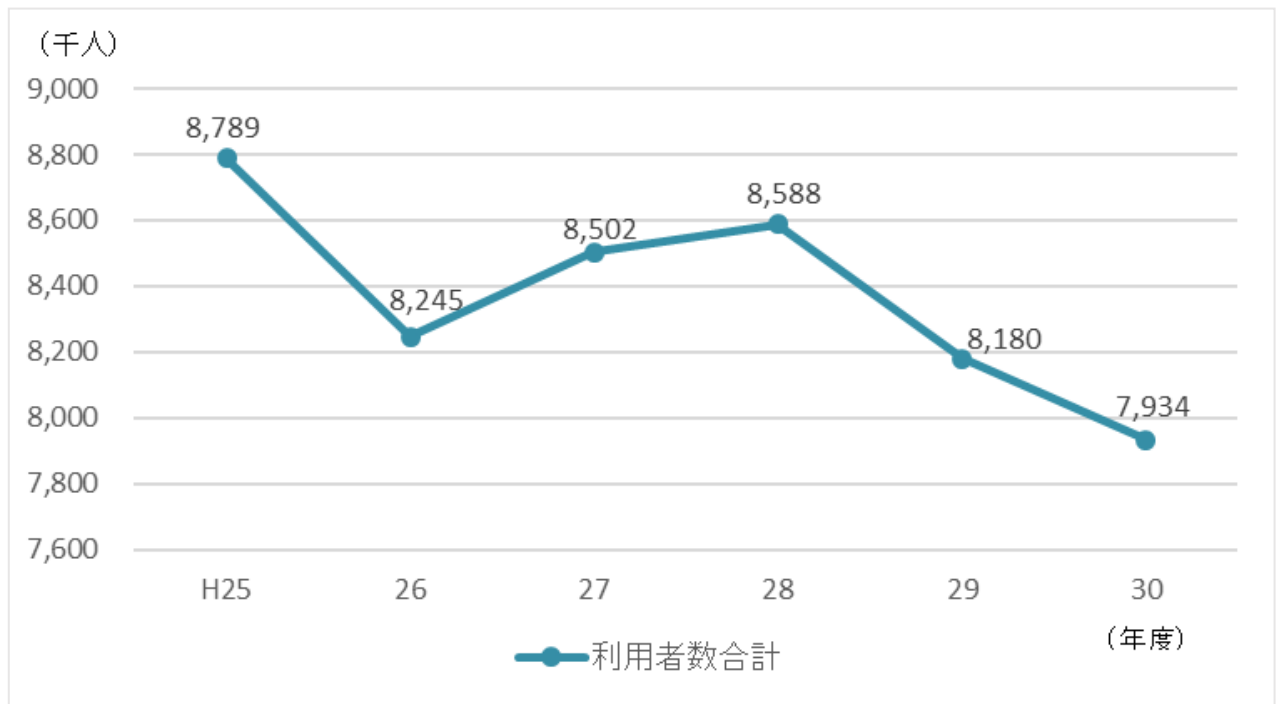
※網掛けは達成項目

項 目	基準値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R2)
新規林業就業者数（累計）	75人	249人	695人
耕作放棄地解消面積（累計）	71ha	461ha	350ha
新規就農者数（累計） （新規就農者、雇用就農者、定年帰農者及び農業参入法人含む）	328人	1,918人	2,000人
ニホンジカの分布調査地点数 （森林の下層植生の衰退度調査地点）	374地点	1,109地点	1,400地点
狩猟免許保持者数	4,501人	5,131人 (H30)	5,000人

④ 評価

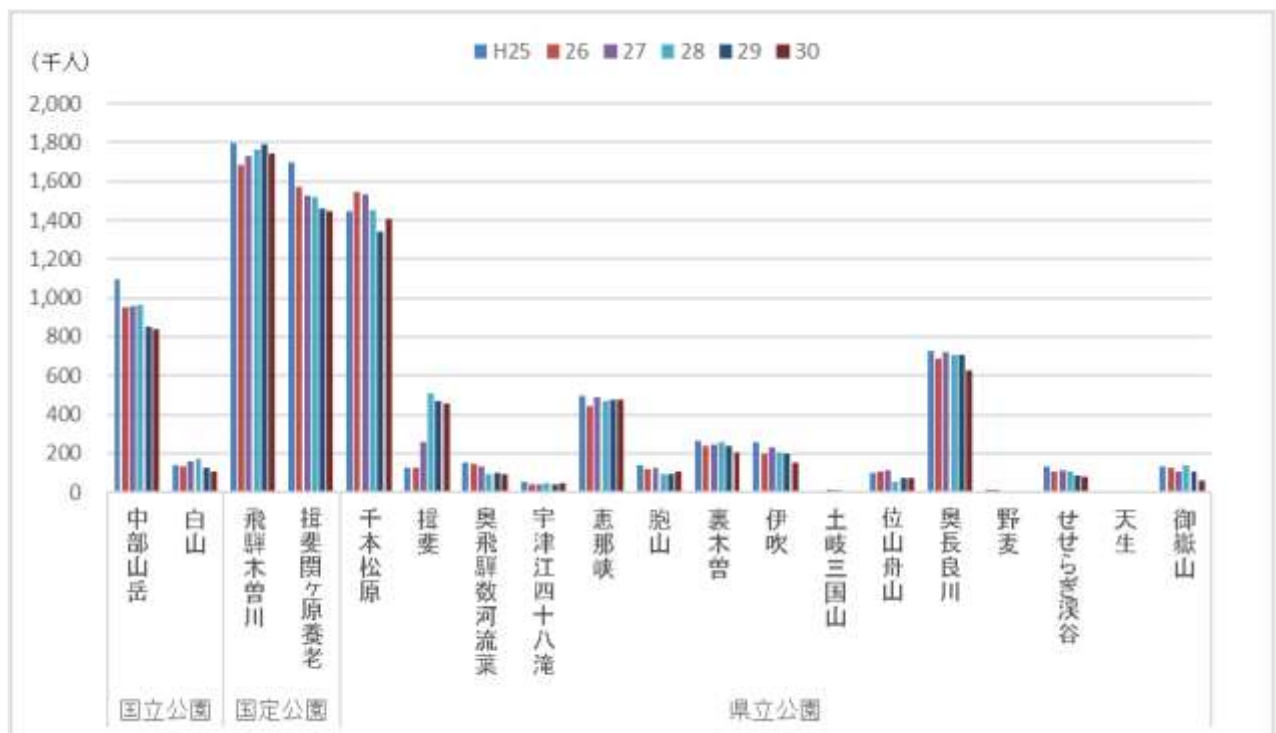
- 野生生物への対応については、野生生物による被害が全県において発生しているにも関わらず、他分野に比べて関心が低くなっています。また、ツキノワグマによる人身被害が発生している東濃地域においても関心が低いです。
- 目標の達成状況では、新規林業就業者数について増加傾向にあります。
- 耕作放棄地解消面積や新規就農者数は目標値を達成しているものの、中山間地域などでは、高齢化などにより集落機能の低下が懸念されており、農業経営を行う担い手だけでは集落全体を維持できない状況となっています。
- 自然との共生を基調とした長良川システムの構築のほか、温泉を拠点に食・自然・文化・歴史などの地域資源を活かした地域活性化への取組であるONSEN・ガストロノミーウォーキングの推進が図られています。
- 本県の山岳・高原地域の多くは自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）に指定され、その面積は全国で5番目の広さを擁し、年間約800万人が訪れています。近年の中高年層を中心とする登山ブーム等により、自然とのふれあいを楽しむ人々が増加する一方、自然公園の利用者数は全体として減少傾向にあります【図表10、11】。

【図表 1 0】 県内自然公園の利用者数の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

【図表 1 1】 自然公園別の利用状況



出典：岐阜県環境生活部調べ



課題

- 人の生活圏への野生生物の出没の増加による人的被害や農林業被害を防ぐため、野生生物への関心を高める取組を強化するとともに、ツキノワグマのゾーニング管理など、野生生物との共生を図る取組が必要です。
- 新規林業就業者数については一定の増加は見られるものの、今後の人口減少の進展を踏まえた林業の担い手の確保対策が必要です。
- 今後の人口減少の進展を踏まえ、農業者や地域住民などが一体となった農村環境の機能維持を担う体制構築への支援が必要です。
- 多様な主体との連携による、植樹や間伐などの森林保全活動の推進が必要です。
- 豊かな自然環境、食、文化等を活かした取組の充実・強化を図り、県内各地へ浸透を図る必要があります。

(5) 安全で健やかな生活環境で暮らす

① 主な取組

- 1 良好な生活環境の保全
 - ・ 水質・大気環境の保全、騒音、振動等の防止
- 2 自然災害に強い県土の整備
 - ・ 県土保全機能の維持向上を図るための災害に強い森林づくりの推進（治山対策、森林の適正管理）
 - ・ 河川が本来もつ自然環境を復元するため、河川改修工事においては、石などの自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用等環境に配慮した工事を実施
- 3 美しい景観の保全と創出
 - ・ 良好な景観形成のための支援
 - ・ 文化財の保存

② 環境意識調査

- 1 関心のある環境問題

・ 水質汚染対策	県民 74.0%	団体 77.5%	企業 76.3%
・ 地盤沈下・土壌汚染対策	県民 63.5%	団体 53.5%	企業 74.2%
・ 大気汚染対策	県民 78.1%	団体 64.8%	企業 78.5%
・ 騒音・振動・悪臭対策	県民 70.0%	団体 52.1%	企業 84.9%
・ 防災・減災対策	県民 89.3%	団体 84.5%	企業 95.7%
- 2 県の環境の5年前との比較（県民）
 - ・ 良くなった 9.2% 変わらない 60.8%
 - ・ 悪くなった 10.5% かなり悪くなった 0.9%
- 3 環境にやさしい行動及び環境活動
 - ・ 企業 環境負荷データの公表 3.2%

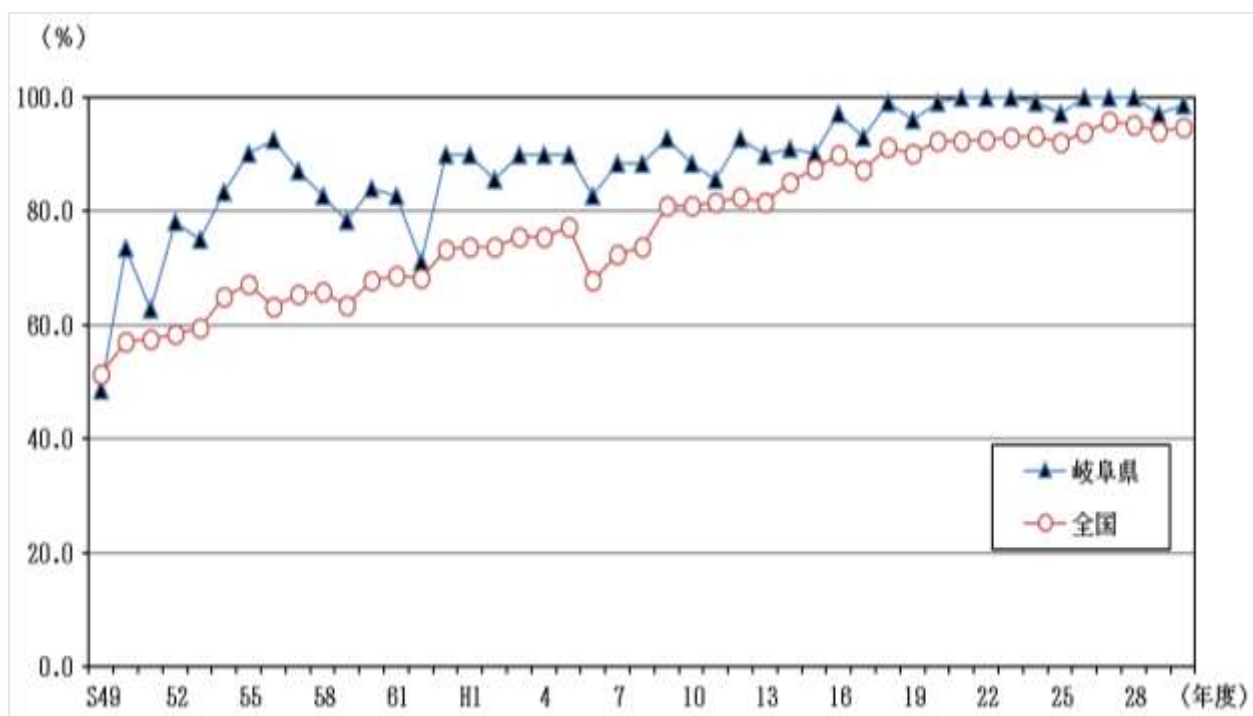
③ 目標の達成状況

※網掛けは達成項目

項 目	基準値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R2)
魚の生息に適した水質基準を満たす河川の割合	100%	98.6%	100%
清流調査隊の重点活動流域における活動実施流域数	15流域	16流域	19流域
自然と共生した川づくりの実施箇所数(累計)	10箇所	20箇所	20箇所(H30)
大気測定局の設置数(累計)	19箇所	24箇所	25箇所
大気環境基準達成率（一般環境大気測定局）			
・ NO ₂ （二酸化窒素）	100%	100%	100%
・ SO ₂ （二酸化硫黄）	100%	100%	100%
・ SPM（浮遊粒状物質）	100%	100%	100%
騒音の環境基準達成率			
・ 一般地域	92.3%	96.4%	100%
・ 自動車騒音	93.9%	93.7%(H30)	100%

- 岐阜県内の河川の水質は、水質環境基準の類型を指定している69水域において、概ね環境基準を達成して良好な水質が維持されています。水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率の推移をみると、全国に比べて高い水準で、かつ長期的にも改善傾向にあります【図表12】。
- 大気汚染物質の濃度は長期的に見て改善が図られ、2012年度以降は、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）について、すべての測定局で環境基準を達成しています【図表13】。
- 一方、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされる光化学オキシダントの環境基準は、全国的に未達成の状況にあります【図表14】。
- 気象影響に加えて東アジア地域からの飛来による影響も受けるとされている、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度は、2010年度の測定開始以来、全国を下回る状況にあります【図表15】。
- 近年、地球規模での気候変動の影響による災害リスクの高まりが指摘されています。豪雨災害の激甚化・頻発化・局地化が顕著となり、想定外が常態化してきているという状況であり、「今日は我が身」の心構えで防災・減災対策を進めていく必要があります。

【図表12】 県内のBODの環境基準達成率の推移（河川）



出典：岐阜県環境生活部調べ

【図表 1 3】 県内の大気汚染物質の濃度の推移（SO₂・NO₂・SPM）



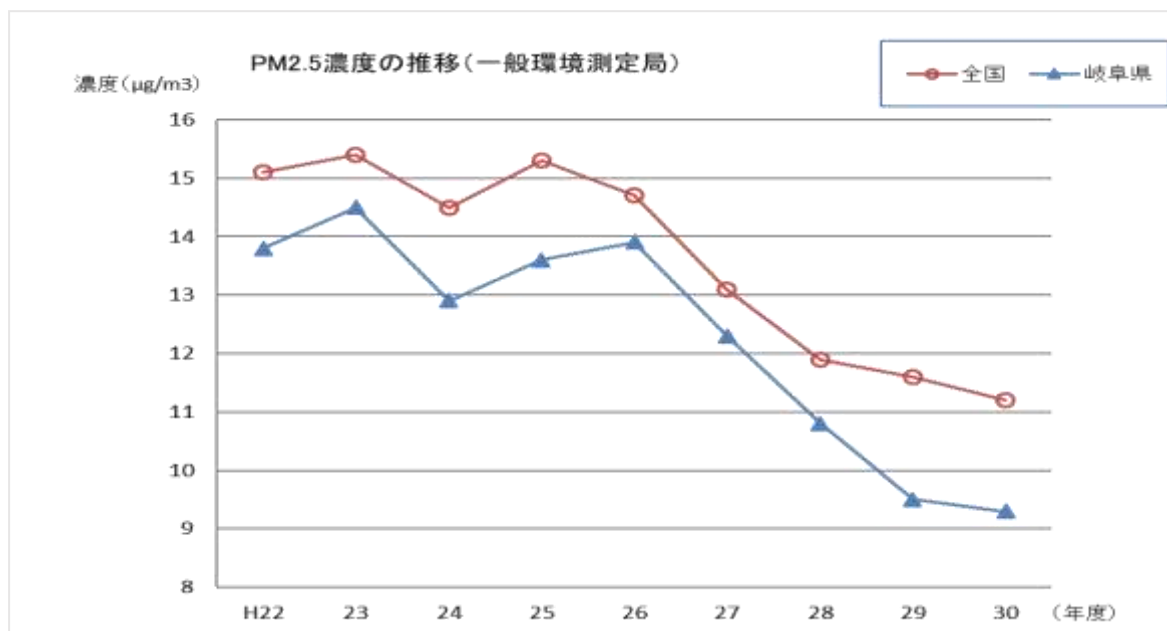
出典：岐阜県環境生活部調べ

【図表 1 4】 全国及び県内の光化学オキシダント濃度の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

【図表 1 5】 全国及び県内のPM2.5濃度の推移



出典：環境省ホームページ、岐阜県環境生活部調べ

④ 評価

- 環境意識調査では、県の環境の5年前との比較について、良くなった・変わらないが7割程度を占めるものの、悪くなった・かなり悪くなったと回答した割合が約11%となりました。
- 近年は台風が大型化するなど自然災害による被害が増えていることから、県民・環境関連団体・企業3者とも、防災・減災対策に係る関心が高くなっています。
- 目標の達成状況では、河川の水質について、魚の生息に適した水質基準を満たす河川の割合は水域類型を指定している62水域すべてにおいてほぼ目標値を達成しています。また、大気に係る指標についてもほぼ目標値を達成しており、一定の生活環境が保たれています。

課題

- 企業における防災力向上と脱炭素に向けて、再生エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー設備の導入促進を図るほか、油や有害物質の外部への流出による環境汚染防止対策を図るなど、安全・安心な生活環境を維持することが必要です。
- 本来自然が有する機能を活用した防災・減災の取組など、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策の取組の推進が必要で。
- 大気や河川水質等に関する各種環境基準が引き続き遵守されるよう、常時の監視や必要に応じた指導を行うことが必要です。なお、大気や騒音の一部の指標における達成困難な項目については対策の見直しが必要です。
- 調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正利用等の生活排水対策の更なる推進を図ることが必要です。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

飛山濃水の美しく豊かな恵みを活かし、 持続可能な「清流の国ぎふ」を実現

- 新型コロナウイルス感染症という歴史的な危機により、「新たな日常」への転換が図られるなか、飛山濃水といわれる豊かで美しい自然環境、清流に育まれた匠の技や伝統文化など、本県が有する豊かな恵みの保全を図りながら同時に魅力を引き出し、活かすことにより、本県の美しく豊かな自然の恵みを活かし環境に配慮した「持続可能な『清流の国ぎふ』」の実現を目指します。

2 基本目標 ◆1の「基本理念」の具体化

目標 1

環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す
地域づくり（地域循環共生圏の創造）

目標 2

持続可能な「清流の国ぎふ」を担う人づくり

- 複雑化・多様化している環境問題を解決するためには、SDGsや国の第5次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」の考え方を取り入れ、環境と経済、社会の統合的発展に向けた分野横断的な取組を進める必要があります。
- 「清流の国ぎふ」の豊かな自然環境、清流に育まれた匠の技や伝統文化、自然エネルギーなど、岐阜ならではの環境資源を見出し、保全するとともに、磨き上げ、利用することで、魅力と活力を生み出し、未来につなげていくという、環境・経済・社会の好循環を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）を目指します【目標1】。

- 持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するため、県民一人ひとりが日常生活や事業活動において、特に意識をしなくても自然に環境に配慮した行動がとれるような人づくりを目指します【目標2】。

地域循環共生圏とは

- ・2018年4月に閣議決定された環境省「第5次環境基本計画」で提唱された概念

自然資源、生態系サービス、資金・人材などの地域資源を再認識し、最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されること。

- ・地域の範囲としては、集落や市町村レベルの狭域から、都道府県レベルの広域もある

地域循環共生圏の考え方を活用し、環境だけでなく経済(県民所得の向上)や社会(人口減少・少子高齢)の課題の統合的な解決を目指す

～岐阜県における地域循環共生圏の創造とは～

- 私たちは、日々の生活や事業活動に伴い、石油や液化天然ガスなどのエネルギー資源を大量に消費しています。しかしながら、こうしたエネルギー資源の乏しい日本では、約92%を海外からの輸入に頼っている状況です。
- これを地域経済の側面から見れば、支出が外に漏れ出ているといえます。この漏れ出ている支出を地域内に留める方法として、元々地域に存在する太陽光や水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用による「エネルギーの地産地消」も、地域循環共生圏の創造の一つです。
- 例えば、岐阜県の包蔵水力は全国1位であり、標高差も最大3,000mに及ぶことを活かし、水力を利用した発電を行うことで、化石資源の代替と燃料の長距離輸送の削減により低炭素・省資源を実現しつつ、運営や維持管理に必要な人材を賄うための地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった、経済・社会的な効用も生み出します。
- このほかにも、「長良川システム」における鵜飼漁などの伝統漁法や、美濃和紙などの伝統文化、鮎寿司などの食文化を現代に伝えつつ、河川環境や景観の保全・継承の取組など、人が里川を適切に管理することで資源や環境などの新たな価値を生み出している連鎖の仕組みは、環境・経済・社会の三側面が相互に関連した、まさに地域循環共生圏を体現する取組といえます。
- 県では、こうした取組の自律的な展開を支援するため、2020年4月15日に「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」を設置しました。

- このネットワークを活用し、企業や大学、団体、金融機関等の多様な主体が連携して幅広い分野において、それぞれの実情に応じて企業や地域が地域循環共生圏の創造に向けて取り組むことができるよう、支援を行います。

【コラム① 地域循環共生圏 取組の紹介 1 ～郡上市「地域共生圏協議会」～】

【コラム② 地域循環共生圏 取組の紹介 2 ～美濃加茂市「里山千年構想」～】

3 目指すべき将来像 –ぎふエコビジョン2030–

(1) 温暖化に対する緩和策と適応策が図られ、気候変動の影響が最小化されています

- 地域全体で省エネルギーが徹底されるとともに、環境負荷の小さい公共交通の利用や次世代自動車の普及拡大などによる脱炭素型のまちづくりが進展しています。
- 気候変動による影響が特に大きい農業・自然生態系・自然災害・健康の分野を中心に、地域の実情に応じた気候変動適応策が計画的・効率的に推進され、気候変動の影響が最小化されています。
- 太陽光やバイオマス、小水力など地域特性を活かした再生可能エネルギー等の利用が拡大し、エネルギーの地産地消による自立した地域づくりが進展しています。

(2) 県民に3R（ごみ発生抑制・再利用・再生利用）の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されています

- 世界的な問題となっているプラスチックごみを含む廃棄物について、生産者・消費者それぞれに3Rの意識が浸透し、持続可能な生産と環境に配慮した消費行動が定着しています。
- 食品廃棄物等の発生抑制が徹底されるとともに、地域で発生する廃棄物を資源化し、地域内で利活用されています。
- 廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止が図られるとともに、適正処理が実現しています。

(3) 「清流の国ぎふ」の豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されています

- 清流の国ぎふの豊かな自然環境の機能や価値が認識され、保全活動が推進されることによってさらに価値が高まり、交流人口や移住者が増加するという、自然環境の保全と持続的な活用の好循環が確立されています。
- 外来種の駆除や希少生物の保護などにより、森林、里地・里山、湿地・河川など、それぞれの生態系の多様性が保全されています。
- ニホンジカ・イノシシ・サルなどの野生鳥獣による被害防止が図られています。

(4) 県民すべてに安全・安心な生活環境が確保されています

- 清流長良川をはじめとする県内の水辺環境が保全され、県民が水辺空間の恩恵を享受しています。
- 良好な大気・水質や安全な土壌が保全され、健康で安全・安心な生活環境が保全されています。
- 流域全体で被害を軽減する「流域治水」や、災害からの復興にあたっては気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策としての「適応復興」が図られています。

(5) 県民一人ひとりに、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルが根付いています

- 県民一人ひとりが環境問題を自身の問題と理解して日々の暮らしを見直し、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルが定着しています。
- 県民、NPO、事業者、学校、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップが構築され、環境保全に向けた活動や学習が積極的に実施されています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたリモートワークやワーケーションなど、環境負荷の軽減にもつながるワークスタイルが根付いています。

4 基本方針 ◆2の「基本目標」を達成し、3の「目指すべき将来像」を実現するための施策の柱

1 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応

- 地球温暖化は、岐阜県でも既に影響があらわれている最も重要かつ深刻な環境問題です。国際的には、国連気候変動枠組条約に基づき取組がなされていますが、国をはじめ、あらゆる主体が積極的に対策に取り組むことが必要不可欠です。
このため、本県でも2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロとなる「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指し、地球温暖化対策に積極的に取り組めます。
- また、気候変動による影響が特に大きい農業・自然生態系・自然災害・健康の分野を中心に、地域の実情に応じた気候変動適応策を推進します。

2 資源循環型社会の形成

- 人間が生活や事業活動を営むことは、多くの場合において、資源の使用や廃棄物発生など環境への負荷を生じさせています。特に、プラスチックごみの海洋への流出防止と食品ロスの削減は喫緊の課題となっています。
環境の負荷を可能な限り低減し、資源が循環される社会を築くためには、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等を最大限に利用し適正な処理を行った後、最終処分量を最小限にする「3R（ごみ発生抑制・再使用・再生利用）」を基調とした資源循環の取組を推進することが必要です。
3Rの推進によって、資源の消費を抑制し環境負荷を可能な限り低減する、「資源循環型社会」の形成を目指します。

3 美しく豊かな環境の保全と活用

- 私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵み、生態系サービスによって支えられています。しかし現在、私たちによる活動によって、かつてないスピードで種の絶滅が進むなど、生物多様性は危機を迎えています。

また、人口減少・少子高齢化時代において、地域社会の担い手確保が喫緊の課題となっています。

このため、森・里・川・海の地域資源（食・材料・エネルギーなど）の持続的な活用（環境配慮型商品の開発、ブランド化、観光の推進など）により、生物多様性の保全と地域経済活性化の好循環を追求します。更に低炭素・資源循環・自然共生の統合を目指します。

4 安全・安心な生活環境の確保と災害から県民を守る強靱な社会づくり

- 水・大気・土壌といった、県民の生活に直結した環境が常に安全・安心なものであるよう、各種啓発に努めるとともに、環境測定や調査を実施の結果、異常を発見した際は迅速に対応することで、良好な生活環境の確保に努めます。
- 近年、気候変動の影響が現実となり、想定を超える災害が各地で頻繁に生じる「気候危機」とも呼ばれる状況への対策が急務となっています。
このため、災害から県民を守る強靱な社会づくりを推進します。

5 未来につなぐ人づくりと環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの変容

- 環境・経済・社会の課題を統合的に解決し、持続可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが環境問題を自身の問題と理解して日々の暮らしを見直し、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへと変容することが重要です。
このため、職場、学校、家庭など多様な場で環境に関する正しい知識が学べるよう、環境教育・学習の充実を図るとともに、各主体とのパートナーシップが構築され、環境保全に向けた活動や学習が積極的に実施されるよう、取組を推進します。
- また、コロナを契機としたリモートワークやワーケーションなど、環境負荷の軽減にもつながるワークスタイルの定着を促進します。

第4章 施策の展開

1 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応

重点施策・・・ **重点**

施策の方向性

- 地域全体で省エネルギーに努めるとともに、環境負荷の小さい公共交通の利用や次世代自動車の導入促進など、脱炭素型のまちづくりを推進します。
- 太陽光やバイオマス、小水力など地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及促進を図り、エネルギーの地産地消による自立した地域づくりを推進します。
- 気候変動による影響の分析と予測を進め、地域の実情に応じた適応策を検討・実施します。

達成目標

指標名	現状	目標	備考
温室効果ガスの排出量	1,843万t (2017)	1,474万t (2025)	
家庭1世帯あたりのエネルギー消費量	74,423MJ (2017)	検討中	
再生可能エネルギー自給率	6.5% (2017)	検討中	最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー創出量の割合

(1) 温暖化対策の推進



※左のアイコンは、SDGs(国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標)のうち、本項目に関連のあるものを示しています。(以下、同じ。)

重点 (事業者の温室効果ガス排出削減・省エネルギーの推進)

- 事業者による温室効果ガス排出削減の取組をさらに促進するため、温室効果ガス排出削減に資する設備の導入に伴うランニングコストの削減など、温暖化対策を実施することによる事業者の利益も踏まえた指導・助言の実施を図ります。
- 条例に基づく削減計画書、実績報告書等の提出を徹底するとともに、提出の対象となっていない中小排出事業者に対しても、提出を勧奨します。
提出された計画書、報告書等は、県において温室効果ガス排出量の削減状況等を評価・公表し、優良事業者を表彰するなど事業者が積極的に温室効果ガス排出削減に

取り組むよう事業者へのサポートの充実を図ります。

さらに、優良事業者に対して温室効果ガス排出削減に資する設備の導入に係る補助・支援について検討します。

- 中小企業等が行う排出削減（省エネ）や地球環境の保全・改善を図るための施設・設備の導入に対して、県の融資制度により温室効果ガス排出削減対策を支援します。
- 省エネルギー対策によるコストダウンや経営改善を希望する企業に、エネルギー管理士など国家資格を有する省エネルギー対策の専門家等を派遣して支援します。

（Z E H・Z E Bの普及促進）

- 高断熱・高気密住宅と次世代エネルギーインフラを組み合わせたZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を促進します。
- Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の積極的な普及のため、温室効果ガス排出削減に資する設備の導入に係る補助・支援の検討に加え、更なるエネルギー管理の推進のためのB E M S・スマートメーター等の導入に係る補助・支援について検討します。

（環境負荷の小さい公共交通の利用と次世代自動車の導入の促進）

- 公共交通機関の利用促進を図るため、A Iを活用したオンデマンド交通など利便性の高いモビリティサービスの導入支援等を行うほか、交通事業者と市町村等が連携した利用環境整備の取組について助言等を行います。
- 次世代自動車（電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド車（P H V）、燃料電池自動車（F C V））の特性や利点を出前講座等の普及事業を通じて啓発し、自家用車、業務用車への導入を促進します。また、県機関において公用車として積極的な導入を推進します。
- 導入初期段階の燃料電池自動車（F C V）の普及に不可欠な水素ステーションの設置を支援します。

（環境・エネルギー分野への技術開発の促進）

- 産学官が参画する岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアムによる再生可能エネルギーの高度利用と省エネに関する調査研究、技術開発、システム導入、ビジネスモデルの確立等の取組を支援します。

（地域の環境金融の拡大検討）

- 脱炭素社会に向けたE S G投資・E S G融資の普及についての国の動向を注視しながら、県内のE S G金融の普及に向けて、地域金融機関等との連携を含めて検討します。

(ぎふ清流COOL CHOICEの推進)

- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」について、県では「ぎふ清流COOL CHOICE」をキャッチフレーズに、普及啓発活動を展開します。

重点 (再生可能エネルギーの導入・利用の促進)

- 専門家の派遣やフォーラムの開催等により、市町村、地域住民及び地元事業者主導による地産地消型エネルギーシステムの構築を図ります。
- 過疎化・高齢化が進む農村地域において、地域資源の有効利用を図り、地域振興につなげるため、農業用水を活用した小水力発電の導入を推進します。
- 農業用水を活用した小水力発電施設の適切な維持・運営管理のため、専門家の派遣やフォーラムの開催等により市町村等の発電事業者を支援します。
- 地域資源の有効利用を図り、地域振興につなげるため、木質バイオマス利用施設の導入や、県民協働による未利用端材の搬出運搬に係る支援を行います。
- 建設中の県営ダムにおいて、発電事業実施に向けた基本協定の締結により、発電事業者による設計・施設整備等を促進します。
- 県有施設等の省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を進めるなど、温室効果ガス排出削減に資する取組を率先して実施します。

(2) 気候変動への適応



重点 (県における気候変動の影響や適応に関する共同研究等)

- 令和2年4月に岐阜大学内に設置した気候変動適応センターにおいて、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析、調査研究を行います。また、県民や事業者の気候変動適応に対する関心と理解を深めるための普及啓発を図るとともに、大学の教育機関としてのノウハウを生かし、適応策の立案や普及啓発活動等を行える人材の育成にも取り組みます。

重点 (適応復興の推進)

- 「適応復興」の実現に向けて、流域全体で被害を軽減する「流域治水」や、生態系を活用した防災・減災の対策を推進します。
- 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進します。
- 遊水効果を持つ湿原や、多様で健全な森林など、災害リスクの低減に寄与する生態

系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進します。

（新品種・種苗の育成・生産）

- 気候変動の影響による品質低下等に対応するため、高温に強く収量性に優れ、本県の栽培環境に適した新たな品種の育成、選定を進めます。
- 水温の上昇等、環境の変化に対応するため、高水温の環境下にも応じた種苗の育成方法等の検討、高水温でも養殖しやすい新たな魚種の選定、飼育試験等を進めます。

（自然生態系の保全）

- 高山帯等における気象データを収集するとともに、野生生物の生息・生育適域の変化を把握します。
- 豪雨による土砂の堆積などから魚類等の遡上・降下環境を守るため、必要に応じて土砂の除去や補修等、魚道の維持管理を行います。

（熱中症、感染症の予防）

- 熱中症による救急搬送人員数の調査・公表や、予防のための普及啓発を図ります。
- 感染症を媒介する蚊の生息実態調査、発生動向調査を行います。

（事業継続計画（BCP）の策定支援）

- 県内企業を対象に、災害時における企業の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定支援を行います。

【コラム③ 再生可能エネルギー（地産地消エネルギー）】

【コラム④ ぎふ清流COOL CHOICE】

「COOL CHOICE」とは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

本県では「ぎふ清流COOL CHOICE」を合言葉に「県民運動」として積極的に展開し、例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、省エネ家電にするという「選択」、高効率な照明に換える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」など、温室効果ガスを削減させるとともに、緑豊かな清流の国ぎふの環境を次世代へと繋ぐ取組を推進しています。

また、地球温暖化防止に興味のある学生の皆さんに研修や広報活動に参加していただき、修了した方を「ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー」として認定しています。「学生アンバサダー」の中には、地球温暖化防止活動推進員として、県内各地で知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組んでいる学生もおり、「ぎふ清流COOL CHOICE」のさらなる普及・拡大に寄与しています。



【コラム⑤ 岐阜県気候変動適応センター】

【コラム⑥ 適応復興（豪雨災害）】

2 資源循環型社会の形成

施策の方向性

- 誰もが持続可能な形で資源を利用できる循環型社会を実現するため、県民、事業者、民間団体、市町村と連携し、3Rの実践と廃棄物の適正処理に関する取組を推進します。
- 安心して快適に暮らせる社会を実現するため、災害廃棄物や感染症、気候変動に対する準備を整えます。
- 不法投棄などの不適正処理への取組を強化し、岐阜県の美しく豊かな環境の保全を推進します。

達成目標

指標名	現状	目標	備考
一般廃棄物排出量	652千t (2018)	608千t (2025)	
一般廃棄物再生利用率	18% (2018)	28% (2025)	
産業廃棄物排出量	3,677千t (2018)	3,677千t (2025)	
産業廃棄物再生利用率	45% (2018)	56% (2025)	

(1) 循環型社会の着実な構築



(プラスチックごみ削減の推進)

重点

- 使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力のもと、「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の取組を推進します。

- 石油由来プラスチック代替製品としてのバイオプラスチックや紙等他素材製品の利用促進につながる啓発を実施します。
- プラスチック製品を技術的に分別容易かつリユース可能またはリサイクル可能なものとするデザインに取り組むよう製造事業者に対して働きかけます。
- 一般廃棄物中の食品廃棄物（食品ロスも含む）やプラスチックごみの調査を推進するとともに、県内市町村の調査結果を比較できるよう、食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化に取り組みます。
- 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけます。
- プラスチック代替製品の利用促進、プラスチックの使用削減やリサイクル推進等のプラスチック資源循環のための取組について、プラスチックに関連するメーカー、廃棄物処理事業者、有識者等から意見聴取し、協議検討する場を運営します。

重点（プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進）

- 県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や清掃活動の実施を推進します。
- 海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画を策定します。

重点（食品廃棄物対策の推進）

- 食品廃棄物の削減に取り組む県内の飲食店、小売店や企業等とともに、県民の「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進します。
- 一般廃棄物中の食品廃棄物（食品ロスも含む）やプラスチックごみの調査を推進するとともに、県内市町村の調査結果を比較できるよう、食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化に取り組みます。【再掲】

（ごみ減量化・リサイクルの推進）

- 市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進します。
- 環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を商業施設等と連携して促進します。
- 建設工事現場のパトロール等を通じて、建設廃棄物の適正な選別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、排出事業者に周知します。
- 県ホームページや各種イベントでの汚泥リサイクルの普及啓発や情報発信に努めます。また、汚泥肥料に関する普及啓発に努めます。
- 家畜排せつ物や稲わらなど、農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残渣の飼料化の取組について、市町村等に対し助言を行います。
- 岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業での積極的な利用を推進します。

(一般廃棄物の適正処理の推進)

- 一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。
- 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。

(産業廃棄物の適正処理の推進)

- 産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、随時立入等を組み合わせて実施するなど、重点的・効果的な監視指導を行います。
- 主に中小事業者を対象に、廃棄物関係法令や適正処理についての知識を深めていただくため、法令講習会を実施します。
- 農業関係団体等に対し、適正な分別方法や生分解資材の使用による排出抑制等の情報提供を行います。
- 国庫補助の対象とならない、小規模農家が利用する家畜排せつ物処理施設の整備を支援します。
- 協議会を開催し、畜産経営に起因する環境問題について情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。
- 畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。
- 処理期限が定められたPCB廃棄物の処理を促進するとともに、水銀廃棄物など有害廃棄物の適正処理を推進します。

(2) 災害・感染症・気候変動への備え



(災害廃棄物処理対策の推進)

- 岐阜県災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害時においても適正な処理を円滑かつ迅速に行うための体制を構築します。

(感染症対策の推進)

- 市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関わる注意事項を周知します。また、感染症の流行に対応した市町村業務継続計画の策定を支援するとともに、様々な機会をとらえ、計画の早期策定を呼びかけます。

(気候変動への対応)

- 二酸化炭素排出量の更なる削減を図るため、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施

設の設置を働きかけます。

(3) 不適正処理対策の推進



(不法投棄等の不適正処理対策の推進)

- 不法投棄等の早期発見、早期是正を図るため、パトロール等の監視活動を実施するとともに、関係機関と連携した指導を実施します。

(岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用)

- 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を的確に運用することで、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、土砂等の埋立てと称した廃棄物の不適正な処理の早期発見に努めます。

【コラム⑦ ぎふプラごみ削減モデルショップ】

【コラム⑧ ぎふ食べきり運動】

3 美しく豊かな環境の保全と活用

施策の方向性

- 自然環境の保全活動を推進するとともに、保全とのバランスを考慮した活用を進め、豊かな自然に親しむ機会の充実を図ります。
- 野生鳥獣による被害を防止するとともに、貴重な県民の財産である棚田などの農地や里地里山の保全を図ります。
- 外来生物の駆除や希少野生動植物の保護などにより、生物多様性の保全を推進します。

達成目標

指標名	現状	目標	備考
自然公園利用者数	793万人 (2018)	800万人 (2025)	
農地維持活動に集落で取り組む協定面積	28,918ha (2019)	検討中	
新規林業就業者数(累計)	249人 (2019)	400人 (2023)	

(1) 自然環境の保全と活用



(自然公園の保全と活用)

- 自然公園の優れた風致景観を保護するため、法令に基づき県民や事業者が行う各種行為の規制を行うとともに、自然保護員を配置し、各圏域の保護体制の確保を図ります。また、自然公園が安全かつ快適に利用できるよう、歩道や防護柵などの整備・補修に努めます。
- 貴重な動植物や優れた山岳景観を有する中部山岳国立公園の国内外からの利用者増加に向けて、貴重な自然環境を保全しつつ、エコツーリズムやジオパーク化に向けた取組を通じて魅力の発掘・磨き上げや受入環境の整備など、高山市や関係団体と設置した協議会を中心に取組を推進します。

重点 (自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進)

- 乗鞍岳エコツーリズム認定の取得に向けた調査、検討会を実施するとともに、飛騨山脈ジオパーク構想認定取得に向け、ジオパークの認知度を高める普及啓発、ツアーの造成、ガイド人材育成など、高山市や関係団体と設置した協議会を中心に取組を推進します。
- 近年の田園回帰志向の広がりや外国人環境客の増加に加え、グリーン・ツーリズムに対するニーズの多様化に対応するため、「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会の取組を支援し、連携してグリーン・ツーリズムを推進します。
- 温泉を拠点に、食・自然・文化・歴史など地域資源を活かした地域活性化や誘客につなげる取組であるONSEN・ガストロノミーウォーキングの普及を図ります。

(長良川システムの保全・活用・継承)

- 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の持続的な発展を図るため、清流のシンボルである鮎資源の増大に向けた取組や、鮎のブランド価値の国内外への発信と販路拡大、「清流長良川あゆパーク」を核とした体験プログラムの提供など、若い世代に長良川システムの価値を伝える活動等を推進します。

(林業の担い手確保)

- 林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションぎふ」を中心に、林業の担い手確保・育成を図るほか、県外からの林業就業者に対する移住支援金の給付や、外国人材の活用に向けた検討を行うなど、新たな担い手確保を推進します。
- U I J ターンによる林業への就業促進や外国人材の活用に向けた講習会の開催などによる担い手の確保や、林業の機械化やICT技術の導入を支援し、生産性や労働環境の向上を図るスマート林業を推進します。

(環境保全林の整備)

- 森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林に対し、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、間伐等の支援を実施します。

重点 (野生鳥獣による被害防止)

- ツキノワグマによる被害が発生していることから、コア生息地、緩衝地帯、排除地域という3つの目的別に区画したゾーニングを設定することで、人的及び農林業への被害の軽減を図りながら、人と野生生物が共生する地域づくりを推進します。
- ニホンジカやイノシシなどの第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲や個体数の管理を計画的に行うため個体数や生息域の調査を行うとともに、野生鳥獣管理に関する

講習会等を実施し、県民の鳥獣被害対策に関する理解を深めます。

- 県民が狩猟を知る機会を設けるほか、狩猟免許取得に関心のある方を対象とした講習会の開催や、学生に対する免許試験手数料の減額を通じて、新たな狩猟者を確保します。また、経験の浅い狩猟登録者を対象に狩猟のベテランから捕獲のノウハウやテクニックを学ぶ研修等を実施することで、狩猟者の育成及び安全な狩猟の推進を図ります。
- 防護柵の整備と被害防止捕獲の一体的な推進や、カワウ対策の強化に取り組み、野生鳥獣による農産物、水産物への被害の早期軽減を図ります。

(持続可能な農業の推進)

- 環境に配慮した持続的な農業や農産物の安全確保につながるGAP（農業生産工程管理）の取組の推進を図るため、「ぎふ清流GAP評価制度」を創設し、農業者へ広くGAPの取組を普及推進します。

(農地・里地里山の保全)

- 遊休農地の発生を防止し、豊かな農村環境を維持するため、荒廃した農地を解消し営農を再開する活動や、農地や農村環境を守るための地域共同活動を支援します。
- 野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備を支援し、環境を重視した里山づくりを推進します。

(棚田を核とした地域振興)

- 棚田地域振興法の制定を契機とし、県土の保全や水源のかん養といった多面的機能を有する棚田を核とした地域振興を行うため、指定棚田地域の活動計画認定を支援します。
- 田舎体験を望む都市住民の方々などに「ぎふの田舎応援隊」として、農村地域の維持活動などに参加いただく取組みを強化し、地元住民との交流により、農村の維持保全を図るとともに、関係人口の創出や移住・定住を推進します。
- NPOや旅行会社等との関係団体が連携して、棚田地域での自然体験活動を通じ、棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会を創出します。

(2) 生物多様性の保全



重点 (生物多様性ぎふ戦略の推進)

- 生物多様性の重要性について整理するとともに、生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた「生物多様性ぎふ戦略」の改正を行い、さらなる希少野生生物の保護や生物多様性保全の普及啓発などに取り組みます。

(外来生物の防除)

- アルゼンチンアリ、セアカゴケグモ、オオキンケイギクなど、生態系や人身に被害を及ぼす特定外来生物の防除を推進します。

(希少野生動植物の保護)

- 絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布地域の実態を把握し、保護区の指定を行うとともに、岐阜県レッドデータブックの改訂を進めます。また、県内で保護された傷病希少種の治療およびリハビリを実施し、野生復帰を図ります。

【コラム⑨ サステイナブル・ツーリズム】

【コラム⑩ 長良川システム】

【コラム⑪ 清流の国ぎふ森林・環境税】

【コラム⑫ クマのゾーニング管理】

4 安全・安心な生活環境の確保と災害から県民を守る強靱な社会づくり

施策の方向性

- 清流長良川に代表される清らかな水環境を保全するため、水及び土壌の汚染防止対策を推進します。
- 大気環境基準が遵守されるよう、監視や指導を継続的に実施し、清浄な大気環境の保全を図ります。
- 「気候危機」とも呼ばれる状況への対策として、災害から県民を守る強靱な社会づくりを推進します。

達成目標

指標名	現状	目標	備考
河川環境基準達成率	98.6% (2019)	100% (2025)	BOD75%値
大気環境基準達成率	100% (2019)	100% (2025)	光化学オキシダント除く
立地適正化計画策定市町村数	5市町村 (2019)	10市町村 (2023)	

(1) 水及び土壌の汚染防止



重点 (水質環境の保全)

- 岐阜県の良い水環境を保全するため、水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて公共用水域及び地下水の水質測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めます。
- 公共用水域の水質保全のため、汚水処理施設の整備を促進します。
- 油や有害物質等が流出しないよう、注意喚起のためのパンフレットを作成、配布するなど、環境汚染防止の普及啓発を行います。

(水源のかん養)

- 人工林の水源かん養機能の向上を図るため、適切な間伐を進めるとともに、荒廃した森林の復旧に努めます。

(土壌汚染の防止)

- 土壌汚染対策法に基づき、水質汚濁防止法に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壌汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、土壌汚染対策法に規定される届出が適切に行われるよう、関係機関に対し土壌汚染対策法の周知徹底を図ります。

(地盤沈下の防止)

- 地盤沈下の状況を把握するため、各種調査を実施し、現状把握に努めます。また、地下水利用対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地盤沈下の防止に努めます。

(危機管理対策)

- 河川や土壌、地下水の汚染事故に対して迅速に対応するため、危機管理体制の強化を推進します。

(2) 大気環境の保全



重点

(大気汚染の防止)

- 大気汚染の監視体制の充実や、ばい煙や粉じん、水銀等を排出する工場、事業場への立入検査など適正な指導、光化学スモッグなど緊急時対策の実施により、安全で快適な大気環境の保全に努めます。
- アスベストによる健康不安を解消するため、今後増加が見込まれるアスベスト使用建築物等の解体工事現場への立入検査や周辺大気環境調査などにより、監視指導に努めます。

(騒音・振動・悪臭の防止)

- 発生源に対する立入調査や土地利用の適正化の指導などにより、騒音・振動の防止を図ります。
- 事業活動に伴い発生する悪臭に関する各種規制により、悪臭の防止を図ります。また、畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、畜産農家を巡回して指導を行います。

(3) 自然災害に強い県土の保全管理



(激甚化・頻発化する自然災害への対策)

- 近年の集中豪雨等の激甚化・頻発化に対応するため、間伐や植樹などの森林整備や治山事業の実施により山地防災力の強化を図ります。

- 近年頻発している台風や局地的・集中的な豪雨等による水害や土砂災害から人命を守るため、確実な避難・防災活動に向けた対策を推進します。
- 令和2年7月豪雨など激甚化する自然災害等を踏まえ、農業用ため池など農業用施設の防災、減災対策を進めます。
- 洪水時の円滑な避難のため、各市町村にて整備した洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援します。
- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定を推進します。

(水環境・水資源の保全)

- 公共用水域や地下水の常時監視を行い、結果を公表します。
- 渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムラインの作成を促進します。

(自然災害の被害防止)

- 河川整備計画等の策定やその計画に基づいた河川改修を推進するほか、出水時備え、排水機場、樋門、県管理ダムの適正な管理を行います。
- 砂防えん堤の整備等のハード対策と、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報の提供等のソフト対策の両面からの土砂災害対策を行います。

(ライフラインの強化)

- 県営水道の地域間相互のバックアップ機能の強化、老朽化管路の複線化、大容量送水管の整備を行います。

5 未来につなぐ人づくりと環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの変容

施策の方向性

- 県民一人ひとりが環境問題を自身の問題と捉え、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの変容を促進するため、積極的に情報を発信します。
- 県民、NPO、事業者、学校、行政機関など各主体と連携し、環境保全に向けた取組を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたリモートワークやワーケーションなど、環境負荷の軽減にもつながるワークスタイルへの変容を促進します。

達成目標

指標名	現状	目標	備考
環境学習ポータルサイト(仮)閲覧回数	— (2019)	1.2万pv (2025)	
「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数	— (2019)	700会員 (2022)	
地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数(累計)	2団体 (2019)	20団体 (2025)	

(1) 未来につなぐ人づくり



重点 (環境学習情報の充実・発信)

- 様々な環境のデータや、企業・環境関連団体・県・市町村が持つ体験プログラム、教材、指導人材などの情報を一元的に集約・管理します。
- 学校等の環境学習で活用できる教材、体験プログラム、関係データなどを提供することで、環境学習を支援します。
- インターネットを介してどこでも環境に関する情報が入手でき、出前講座や体験プログラムなどを申し込める環境学習ポータルサイト（仮称）を構築します。

重点 (各主体との連携)

- 企業や環境関連団体の環境学習の取組や、企業や環境関連団体が連携して実施した

環境学習の優良な事例を県内企業や学校、市町村などに発信します。

- 学校での授業に企業や環境関連団体が持つ体験プログラムをコーディネートする環境学習コーディネーター（仮称）を設置します。

（次代の地域の環境を担う人材の育成）

- 環境教育を推進する企業・団体の指導人材や市町村から推薦を受けた人材を募集し登録することにより、指導人材を確保します。
- 環境学習指導者や教員に向けた実践的な研修を実施することで、人材を育成します。
- 岐阜大学の次世代地域リーダー育成プログラムに環境教育の講座を設立し、大学生に環境学習プログラムを実践することで、環境学習の担い手を育成するとともに、若者の意識啓発、行動変容を促します。
- 幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター（morinos）」を核とし、森林に誇りと愛着をもち、森林を守り育てる人材を育む「ぎふ木育」を推進します。

（SDGsの推進）

- 県内の企業や団体、個人など多様な主体が連携する「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」を活用し、SDGsに関する様々な情報提供やマッチングなど、会員の活動を支援するほか、県民や企業等のSDGsへの理解を醸成するため、フォーラムやセミナーの開催などの普及啓発を展開します。
- 住民や企業等のSDGsへの理解を醸成するための普及啓発事業や、SDGsの理念により、経済・社会・環境の三側面における新たな価値を創出し、持続可能な地域づくりに寄与する事業を行う市町村を支援します。

（2）環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの変容の促進



重点（各主体の行動変容の促進）

- コロナ禍がライフスタイル・ワークスタイルを見つめなおす機会と捉え、リモートワークやワーケーションなどが温室効果ガスの削減や地域の活性化など持続可能な社会を目指す取組につながることを理解し、その意識を持って新たなライフスタイル・ワークスタイルの構築を進めます。
- SNSなど様々な情報媒体を介して、県の環境施策や身近でできる取組が電気代の節約などの自身へのメリットや地域課題の解決などにつながることを発信することで、行動変容と取組の継続を促します。

- 県民が環境にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けするナッジを用いた情報発信を行うことで、無理のない行動変容を促進し、ライフスタイルの変革を創出します。
- 学校や家庭、企業で行うことのできる環境に配慮した行動を説明した副読本を配布するなど、自主的な行動を促す情報を積極的に発信します。

(持続可能なライフスタイルへの転換)

- ライフスタイルを転換し、脱炭素、循環経済、分散型社会といった持続可能な社会への移行を促進するため、県民、企業、環境関連団体、学校、行政など多様な主体が一体となって、身近な環境の保全や地域資源の循環に向けた実践活動に取り組む県民運動を展開します。

【コラム⑬ 環境学習のコーディネート】

【コラム⑭ 「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター (morinos)」】

【コラム⑮ 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク】

【コラム⑯ 環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイル】

6 地域の特性を踏まえた取組の推進

- 本県は、全国で7番目に広い県土を有し、また、海拔ゼロメートルの水郷地帯から海拔3千メートルの飛騨山脈まで高低差が大きく複雑な地形で、気候も変化に富んでいます。
- こうした「日本の縮図」ともいえる本県の地域特性を踏まえ取組を推進します。

<市街地>

- 建築物の屋根での太陽光発電の普及や、建物の省エネルギー対策、公共交通の利用促進等を通じ、都市活動による環境への負荷が小さいまちづくりに取り組みます。
 - 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用
 - ZEH・ZEB、BEMS、スマートメーターなど温室効果ガス排出削減に資する設備の導入支援
 - バス、電車などの公共交通機関の積極的利用やカーシェアリングなどのサービサイジングの活用
- 飲食店などと連携した食品ロスの削減を進め、更なるごみ減量に取り組みます。
 - 生活や事業活動で排出される廃棄物の資源やエネルギーとしての再利用
- 水質や大気環境等の維持・改善に取り組み、県民の生活環境の保全を図ります。
 - 経済活動により排出される有害化学物質などの大気汚染物質の削減
- 新型コロナウイルス感染症により顕在化した過密都市のリスクを軽減するため、ライフスタイルの転換に向けた取り組みを推進します。
 - 環境負荷の軽減にもつながるリモートワークやワーケーションの推進

<中山間地域>

- 豊かな自然環境を活かした体験学習などを通じ、県民の環境意識の向上を図ります。
 - サステイナブル・ツーリズムなど交流人口の増加に向けた豊かな自然環境の活用
 - 豊かな自然を活用した体験型環境学習の実施
- 豊富に存在する水資源や森林資源を活用し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組みます。
 - バイオマス・小水力発電などの地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用
- 農地の適切な管理、森林資源の循環利用や森林の適切な整備、野生鳥獣被害への対応などにより、集落を維持し、農山村や森林が持つ多面的機能を維持・発

7 各主体に期待する取組

- 本計画の目指す将来像「ぎふエコビジョン2030」を実現するためには、県だけでなく、県民・事業者の方々をはじめ、全ての方が持続可能な社会の実現に向けて環境負荷の少ない生活や事業活動を実践し、それぞれの立場に応じて自主的に環境保全に関する取組を進めていただく必要があります。
- ここでは、県民及び事業者のみなさんに、それぞれ期待する取組を示します。

県民のみなさんに期待する取組

- **ひとつひとつは小さなことでも、続けることで大きな成果につながります。**
- **自分に合ったできることをみつけて、続けて、広げてみましょう！**

1 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応

- 電灯はこまめにオフ、冷暖房は控えめに、長期間使わないときは電源を抜くなど、省エネに努めましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。また、自動車を運転する時は、アイドリングストップやゆっくり発進など、エコドライブを実践しましょう。
- 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを積極的に利用しましょう。
- 新築や引越しの際には、省エネ住宅やZEHを積極的に選択しましょう。
- 車を購入する際には、次世代自動車やエコカーを選択しましょう。
- 温室効果ガスを削減させるためのあらゆる「賢い選択」を促す取組、「ぎふ清流COOL CHOICE」を実践しましょう。

2 資源循環型社会の形成

- マイバッグの持参や簡易包装への協力など、ごみの発生抑制に努めましょう。
- びん・缶・ペットボトル・雑誌など、お住いの地域のルールを守ってきちんと分別し、ごみを減量しましょう。
- 買いすぎない・作りすぎない・注文しすぎない・残さず食べきる。食品ロスを減らしましょう。
- 木材やリサイクル製品など、環境にやさしい製品を積極的に利用しましょう。
- 壊れても修理して使う、自分では使わなくなっても必要としている人に譲るなど、モノを長く大事に使いましょう。

3 美しく豊かな環境の保全と活用

- ペット（外来種等）の野外への放出、外来魚の違法放流、国内の他地域から持ち込んだ野生動植物の放出を行わないようにしましょう。
- 森林整備や森林環境教育に積極的に参加しましょう。
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加しましょう。
- 身近な生きものを観察したり、山や海に出かけて自然とふれあってみましょう。

4 安全・安心な生活環境の確保と災害から県民を守る強靱な社会づくり

- 日常生活における騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。
- 下水道への加入や、合併処理浄化槽の設置・適正管理を行うなど、家庭から出る生活排水の浄化に努めましょう。
- 災害に備え、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の準備、避難所や避難経路の確認等を行いましょ。

- 経営の中核に環境配慮を取り入れ、SDGsとの関連性を明確化し事業を展開することは、社会的価値を高め、地域社会に貢献し、ひいては県民に選ばれる事業者につながります。

1 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応

- 建物の断熱化や空調の省エネ化など、温室効果ガス排出の少ない設備を導入しましょう。
- 太陽光発電や太陽熱、バイオマスエネルギーを積極的に利用するとともに、風力や小水力などの利用について検討しましょう。
- カーボン・オフセット制度の活用など、温室効果ガス排出削減に寄与する取組を推進しましょう。
- 気候変動の影響に対応した品種の利用や栽培技術の改良に取り組みましょう。
- 車を購入する際には、次世代自動車やエコカーを選択しましょう。
- 事業所の省エネ設備導入を図るとともに、新築の際はZEBを検討しましょう。

2 資源循環型社会の形成

- 環境にやさしい製品やサービスを積極的に提供・利用しましょう。

【排出事業者】

- 事業活動から排出される廃棄物の減量化及び適正な循環利用に努めましょう。
- 廃棄物が少なく、リサイクルしやすい製品や環境にやさしい製品の開発、提供及び利用に努めましょう。

【処理業者】

- 廃棄物処理施設の安定的確保や維持管理の徹底、処理体制の整備に努め、廃棄物を適正に処理しましょう。
- 廃棄物の減量や再生利用に努めましょう。
- ごみ焼却により発生する余熱を発電に利用するなど、有効活用しましょう。

【木材を利用・供給する企業等】

- 木材製品の品質・耐久性能等の向上や、木材を利用した環境配慮型製品の開発・提供等により、利用拡大に努めましょう。

3 美しく豊かな環境の保全と活用

- 開発事業等の実施に当たっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮するとともに、地域で取り組む野生動植物の保全活動へ積極的に協力しましょう。
- 適地適木による更新、適切な間伐の実施など、森林の適正管理に努めましょう。
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加しましょう。
- 自然とのふれあいの場やエコツアーなどの機会を提供しましょう。

4 安全・安心な生活環境の確保と災害から県民を守る強靱な社会づくり

- 工場・事業場の排水処理設備を適正に管理し、事業活動に伴う排水の浄化に努めましょう。
- ばい煙等の大気汚染物質の削減や、工場・事業場からの騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。
- アスベストが使用された建築物の解体等作業時におけるアスベストの飛散防止の徹底に努めましょう。
- 事業活動で使用する化学物質の適正管理に努めるとともに、化学物質の情報公開や、情報交換（リスクコミュニケーション）に努めましょう。

8 関連指標一覧

達成目標

(再掲) ◆施策の柱ごとに代表的な指標を目標として設定し、計画の進捗管理を図ります。

施策の柱	指標名	現状	目標	備考
脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応	温室効果ガスの排出量	1,685万t (2017)	1,474万t (2025)	
	家庭1世帯あたりのエネルギー消費量	74,423MJ (2017)	検討中	
	再生可能エネルギー自給率	6.5% (2017)	検討中	
資源循環型社会の形成	一般廃棄物排出量	652千t (2018)	608千t (2025)	
	一般廃棄物再生利用率	18% (2018)	28% (2025)	
	産業廃棄物排出量	3,677千t (2018)	3,677千t (2025)	
	産業廃棄物再生利用率	45% (2018)	56% (2025)	
美しく豊かな環境の保全と活用	自然公園利用者数	793万人 (2018)	800万人 (2025)	
	農地維持活動に集落で取り組む協定面積	28,918ha (2019)	検討中	
	新規林業就業者数(累計)	249人 (2019)	400人 (2025)	
安全・安心な生活環境の確保と災害から県民を守る強靱な社会づくり	河川環境基準達成率	98.6% (2019)	100% (2025)	BOD75%値
	大気環境基準達成率	100% (2019)	100% (2025)	光化学オキシダント除く
	立地適正化計画策定市町村数(累計)	5市町村 (2019)	10市町村 (2023)	
未来につなぐ人づくりと環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの変容	「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数	— (2019)	700会員 (2022)	
	地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数(累計)	2団体 (2019)	20団体 (2025)	
	環境学習ポータルサイト(仮)閲覧回数	—	1.2万回 (2025)	

管理指標

◆施策の進捗状況を把握するため管理指標を設定し、計画の進捗管理を図ります。

施策の柱	指標名	現状	目標	備考
脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応	次世代自動車の普及台数	6,723台 (2019)	検討中	EV・PHV・FCV
	木質バイオマス利用量	93千m ³ (2019)	197千m ³ (2023)	
	ぎふ清流COOL CHOICE賛同者数	25,024人 (2019)	4万人	
	間伐実施面積	7,913ha (2019)	9,800ha (2025)	
資源循環型社会の形成	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	626g (2018)	検討中	
	事業者当たりのごみ削減率	—	2018比5%減 (2025)	
	「ぎふ食べきり運動」協力事業者・協力店舗数	147店舗 (2019)	検討中	
	「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録事業者・店舗数	28社、540店舗 (2019)	検討中	
美しく豊かな環境の保全と活用	「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数(累計)	47,025人 (2019)	10万人 (2025)	
	生物多様性に関する講習等参加者数	137人 (2019)	500人 (2025)	
	ニホンジカの捕獲頭数	11,151頭 (2019)	検討中	
	狩猟免許保持者数	4,980人 (2019)	5,500人 (2025)	
	ぎふ清流GAP実践率	5% (2019)	検討中	
	棚田に関する指標(検討中)	検討中	検討中	
安全・安心な生活環境の確保と災害から県民を守る強靱な社会づくり	污水処理人口普及率	92.9% (2019)	95% (2025)	
	光化学オキシダントの環境基準非適合率	20.1% (2019)	19.1% (2025)	
	騒音の環境基準達成率	95.7% (2018)	100% (2025)	
	洪水ハザードマップ改定市町数	18市町 (2019)	35市町 (2021)	
未来につなぐ人づくりと環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの変容	環境学習コーディネーター数	—	100回 (2025)	
	次世代地域リーダー(環境)育成者数	—	200人 (2025)	
	小学校における副読本の活用率	85.4% (2019)	100% (2025)	

	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 全世代	98.4% (2019)	100% (2025)	
	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 20代	94.1% (2019)	100% (2025)	

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- 計画を着実に推進するため、県民、企業、各種団体及び市町村などあらゆる主体に対し計画に基づく取組を呼びかけるとともに、環境社会を担う多様な人材の育成に努めます。
- SNSなど様々な情報媒体を活用し、県民へ情報発信を行います。
- 環境・経済・社会の好循環により地域に魅力と活力を生み出す、全庁的な取組を展開するとともに、各種研修などを通じ職員の資質向上を図ります。

2 進捗管理と評価

- 本計画に記載した目指すべき将来像の実現に向けた施策を確実に進めるため、達成目標及び管理指標に対する評価を毎年度実施し、その結果を踏まえ施策の見直しや改善などを行います。
- 施策の進捗状況について、岐阜県環境審議会へ報告するとともに、毎年度「環境白書」を作成・公表します。

3 計画の見直し

- 新型コロナウイルス感染症の状況を含め、社会情勢や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても随時見直しを実施します。